## １．令和元年第３回郡上市議会定例会議事日程（第３日）

令和元年12月５日　開議

日程１　会議録署名議員の指名

日程２　一般質問

## ２．本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## ３．出席議員は次のとおりである。（１８名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 三　島　一　貴 | ２番 | 森　藤　文　男 |
| ３番 | 原　　喜与美 | ４番 | 野　田　勝　彦 |
| ５番 | 山　川　直　保 | ６番 | 田　中　康　久 |
| ７番 | 森　　喜　人 | ８番 | 田　代　はつ江 |
| ９番 | 兼　山　悌　孝 | １０番 | 山　田　忠　平 |
| １１番 | 古　川　文　雄 | １２番 | 清　水　正　照 |
| １３番 | 上　田　謙　市 | １４番 | 武　藤　忠　樹 |
| １５番 | 尾　村　忠　雄 | １６番 | 渡　辺　友　三 |
| １７番 | 清　水　敏　夫 | １８番 | 美谷添　　生 |

## ４．欠席議員は次のとおりである。（なし）

## ５．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市　　長 | 日　置　敏　明 | 副　市　長 | 青　木　　修 |
| 教　育　長 | 熊　田　一　泰 | 市長公室長 | 日　置　美　晴 |
| 総 務 部 長 | 乾　　松　幸 | 市長公室付部長 | 置　田　優　一 |
| 健康福祉部長 | 和　田　美江子 | 農林水産部長 | 五味川　康　浩 |
| 商工観光部長 | 遠　藤　正　史 | 建 設 部 長 | 尾　藤　康　春 |
| 環境水道部長 | 馬　場　好　美 | 郡上偕楽園長 | 松　井　良　春 |
| 教 育 次 長 | 佃　　良　之 | 会計管理者 | 臼　田　義　孝 |
| 消　防　長 | 桑　原　正　明 | 郡上市民病院事 務 局 長 | 古　田　年　久 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 国保白鳥病院<br>事務局長 | 川尻成丈 | 代表監査委員 | 大坪博之 |

６．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 大坪一久 | 議会事務局<br>議会総務課<br>主任 | 岩田亨一 |
| 議会事務局<br>議会総務課<br>課長補佐 | 竹下光 | | |

◎開議の宣告

**○議長（兼山悌孝君）**　おはようございます。議員各位には、出務御苦労さまであります。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は、12番　清水正照君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前　９時３０分）

---

◎会議録署名議員の指名

**○議長（兼山悌孝君）**　日程１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、６番　田中康久君、７番　森喜人君を指名いたします。

---

◎一般質問

**○議長（兼山悌孝君）**　日程２、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

◇　山　田　忠　平　君

**○議長（兼山悌孝君）**　それでは、10番　山田忠平君の質問を許可いたします。

10番　山田忠平君。

**○１０番（山田忠平君）**　おはようございます。ありがとうございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

質問に入る前に、ことしもいよいよ師走に入りました。また、これから厳しい冬に入るわけでありますが、特にことしは、雨、風等大きな災害が日本列島を襲っております。そういったことで、被災されておりますが、幸いにして郡上は、おかげさまで本当に大きな災害もなく感謝をしておるところでありますが、全国の被災された皆さん、また、避難をされている皆さん方に心からお見舞いと、一日も早い復旧を願っておるところであります。

また、最近、特に関東地方において、ややも大きな震度４前後の地震が幾つか発生しておりますが、大きな災害につながらないよう、全ての災害に備える準備といいますか、心がけを持って生活

に当たられていると思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回、２点でありますが、長良川鉄道の現状のことと、それから観光施策のことについてであります。

まず、長良川鉄道の現状と課題ということで、越美南線、当初の開線当時でありますけども、開通以来、ことしで85周年を迎えます。また、郡上八幡の駅舎、伝統建築の指定されておりますが、改装されまして、ちょうど郡上八幡の駅が開設して90年の節目の年に当るわけでありますが、長良川鉄道の課題についていろいろありましたけども、現在も利用促進についてそれぞれ御尽力をいただいておりますが、現在の長良川鉄道、そういったことの各駅舎別の一般利用者、あるいは通学利用者等々の人数、そしてまた、特に先ほど言いましたように、工夫の中で列車を改造しながら、「ながら」を観光列車として運行しております。そういった方の利用の人数及びあゆパークが去年開設されましたけども、そういった形で長良川鉄道、やっぱり関係があると思いますが、あゆパークへの鉄道利用者の数のことについても含めて、まず、質問をさせていただきます。担当部長よりお願いをいたします。

**○議長（兼山悌孝君）**　山田忠平君の質問に答弁を求めます。

市長公室長　日置美晴君。

**○市長公室長（日置美晴君）**　お答えを申し上げます。

長良川鉄道では、毎年５月の連休明けに、各駅において乗降調査を行っておられます。その主要な駅の乗降客数につきましては、本日お配りをさせていただきました資料のとおりでございますが、この主要駅につきましては、起終点の駅に加えまして、市内は沿線の旧町村ごとに乗降客の多い駅を中心に選定をいたしました。

ごらんのとおり、美濃太田駅、関口駅、梅山駅、郡上八幡駅、美濃白鳥駅につきましては、近隣に高等学校などがありまして、高校生の通学客が多いですし、また、美濃太田駅では、通勤の利用も多くあるのがわかります。

しかし、これは特定の１日の数値でありまして、これをもって年間の動向を推しはかることは少し無理かと思いますが、見て取れるところとすれば、平成29年度と30年度の比較におきまして、市内の通学利用がふえている点でございます。これは、通学費の助成、補助金制度の創設によりまして、高校生の通学利用がふえたものと考えられます。

次に、観光列車ながらにつきましては、平成28年度からは、食堂車のあゆ号、ビュー列車のもり号、そして、30年度からは川風号を運行しておられます。

その合計利用者数は、平成28年度は２万647人でございます。平成29年度は１万5,670人、平成30年度は１万1,652人となっております。導入初年度につきましては、マスコミ関係などにも何度も

取り上げられまして、多くの利用がございましたが、２年目からはその人気も一巡したという感がございまして、減少が続いているようでございます。

なお、今年度前半の状況では、豪雨などの影響を受けた昨年度と比べますと、117%伸びてはいるものの、平成29年度との比較ではあゆ号、もり号の利用者は約８割ほどとなっているようでございます。

また、課題となっておりましたあゆ号の上り列車における集客につきましては、金曜日に限定しておりましたスイーツプランを第１、第３、第５の日曜日や祝日にも行うようにしたということにより、一定の集客が見込めるようになってきたというふうに伺っております。

次にあゆパークへの鉄道利用者につきましては、市外の中学校の体験学習などで郡上市を訪れていただいて、宿泊施設の最寄り駅でございます自然園前駅から白山長滝駅まで団体で御利用いただくことがふえていると聞いております。本年度の４月から９月までの間の自然園前駅から白山長滝駅までの往復で、686人もの御利用があったということを聞いております。

長良川鉄道では、今後も当該宿泊施設や旅行会社等々を通じまして、このような利用方法の周知を図っていきたいということでございます。

以上でございます。

（10番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　山田忠平君。

**○１０番（山田忠平君）**　乗客については、利用状況についてはわかりました。

今後ですけども、まだ、より一層の利用促進のために、何か特段の企画があるのかないのかということについてもお伺いをいたします。

**○議長（兼山悌孝君）**　市長公室長　日置美晴君。

**○市長公室長（日置美晴君）**　利用促進のための新たな企画でございますが、インバウンド向けの商品といたしまして、めいほうスキー場のリフト券と長良川鉄道のフリー切符をセットにしたクーポンを、来年１月から販売されるというふうに伺っておりますし、また、来年２月には、観光列車で「和の時間」と題しまして、生け花や茶の湯、和菓子づくり体験とホテル積翠園での昼食を楽しんでいただけるという企画などがございます。

また、令和２年度では、観光列車ながらが５周年を迎えるということで、現在、５周年記念企画の準備をされているというふうに聞いております。

観光列車に力を入れている他の鉄道会社では、雑誌やテレビなどのメディアに頻繁に取り上げられるよう、新しい商品の開発や広報、広告宣伝などにとりわけ積極的に取り組まれ、効果を上げておられるようでございます。

長良川鉄道におきましても、少しでもメディアに多く取り上げてもらえるよう、これらの鉄道会

社の手法を学び、商品の企画・広報に向けて準備を行っていると伺っております。

いずれにしましても、今後も長良川鉄道と沿線自治体が一緒になって利用促進に知恵を絞ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（10番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　山田忠平君。

**○１０番（山田忠平君）**　わかりました。今、話されましたように長鉄の経営といいますか、そのようなことについても尽力いただいておりますが、先ほど申し上げましたように、全線が開通以来85年という経過、そんな中で、長良川鉄道は、72.1キロという延長を安全運転に努めておっていただくわけでありますが、線路あるいは橋梁、トンネル等のインフラの耐久性また安全性について、どのような形で点検を行ったり、また、それについて何か課題があるのか、今、現時点でわかることがあればお聞かせをいただきます。

**○議長（兼山悌孝君）**　市長公室長　日置美晴君。

**○市長公室長（日置美晴君）**　お答えを申し上げます。

長良川鉄道の現状の施設でございますが、議員もおっしゃられていたように、延長72.1キロメートルで、５つの市町にまたがり、38の駅と橋梁が148橋、このうち100メートルを超える橋梁は10橋ございます。そして、トンネルが12カ所、このうち200メートルを超えるトンネルは５カ所ございます。

鉄道施設の耐久性に当ります耐用年数は、一般的に木製の枕木は８年、コンクリート製の枕木が20年、レール20年、橋梁は40から50年、トンネルは60年というふうになっておりますが、現状の現場を、状況を確認しまして、できるだけ長く使用できるよう補修を行いつつ更新に努めておられます。

また、施設ごとに安全点検の頻度が決められておりまして、１週間に１回の列車添乗による列車の揺れや限界確認、これは、車両の周りが、建物などの障がい物が接触しないことの確認を行うことを限界確認といいますが、そういったことや、そして、１カ月に１回の全線の徒歩による巡回確認、また、１年に１回のレール検査、２年に１回のトンネル及び橋梁の全般検査を実施しておられます。

これらの安全点検や検査結果によりまして、緊急性があると判断した箇所について、５年間の整備計画に優先的に計上しまして、更新や老朽化対策、維持・修繕等を行っておると聞いております。

それから、長良川鉄道、鉄道事故を防いでいくためにはインフラの整備が必要ですが、軌間拡大といいまして、レールの間隔が広がることをいいますが、これによる脱線事故防止の観点から、コンクリート製の枕木化や落石防護柵、ネットの設置といった防災対策など、安全な運行に対する投資が優先されまして、施設の修繕までに十分な投資ができていない状況でございます。その財源確

保も大きな課題となっております。

また、中部管内でも最も長い線路延長を５人という少人数の職員で維持管理を行っておりまして、管理にかかわる人員の確保も、また喫緊の課題であるというふうに聞いております。

以上でございます。

（10番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　山田忠平君。

**○１０番（山田忠平君）**　それぞれ答弁いただきましたが、長良川鉄道経営については、国鉄から第三セクター、地方の市町村への移譲といいますか、そういった形で今まで施設の整備、あるいは赤字を補填しながら、これまで観光面あるいは道路、災害等の道路被災時のインフラ確保を含めた形で、全線運行を行ってきておるわけでありますが、そういった中での、以前、五、六年前よりもっと前になりますか、わかりませんが、一部内容について、白鳥以北のことについて、白鳥地域のアンケートがとられた経緯がありますが、そんなことの中で、今後の将来性について、これは、社長である日置市長にお聞きしますが、財源の問題、あるいは施設の整備、修繕、そんなことを含めながら、特に今後どうした方向でということがもしあれば、また、現時点での市長の考えを、社長としての考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　市長　日置敏明君。

**○市長（日置敏明君）**　お答えをいたしたいと思いますが、冒頭、山田議員がおっしゃいましたように、長良川鉄道、越美南線、ことしで、昭和９年の８月16日だったと思いますけども、北濃駅まで開通してから、本当に85周年と、85年を経過したということでございます。

また、もう少し古く見ますと、そもそも越美線というのが美濃太田から福井駅までの間を国鉄、当時の国有鉄道として建設をするということが、国会で決まったのが、大正８年の12月と、ちょうど今から100年をさかのぼる前だったというふうに聞いております。

この鉄道は、もう明治の時代から大変郡上の皆さんが敷設運動ということに力を尽くして、ようやく今から100年前にこれができることになったというようなことでございまして、そしてちょうど、したがって、鉄道をつくるということが決まって100年、終点、現在の越美南線としての北濃まで来て85周年ということですから、いよいよ建設するということになってから15年間で、この鉄道ができたということだろうというふうに思います。

お話、これもございましたが、今度の日曜日が、八幡駅まで開通して満90年というようなことでございまして、いずれにしましても、そういう鉄道でありますので、大変老朽化をしているということでございます。

現在、長良川鉄道としては、もちろん、沿線市町の支援ももちろんですが、県、国の支援を最大限お願いして、鉄道の安全運行、そして、地域に役立つ鉄道として何とかしていきたいということ

で、努力をしているところでございます。

先日も、来年度の予算要望に際しましては、国土交通省の鉄道局の次長さんのところへも、お願いをしているところでございます。

そういうことで、でき得る限りの財源の支援もいただきながら、そして、安全な運行を確保していきたいというふうに思っておりますが、先ほど室長のほうから申し上げましたように、なかなかこの利用実態も厳しいものがございます。

そういう中で、今後この鉄道をどうしていくかということを、やはり可能な限り早いうちに方向づけをしていかなければいけないというふうに思っております。

いろいろと現在、観光というような面では、外国の方の鉄道利用というものもある程度あるとか、高齢化へ向かっての鉄道の確保ということもございますし、また今、いよいよ完成が近くなってきております中部縦貫自動車道というようなものが、白鳥まで来たときにどうなるかというような問題、あるいは、現在市内でつくられている観光ホテルといいますか、そういうようなものの宿泊者が、例えばどんな利用形態を見せるかとか、また、高校生の通学の問題だとか、いろんなことを考えながら方向を決めていかなければいけないというふうに思っております。

現在、長良川鉄道として抱えています問題は、こうしたいわゆるインフラの問題とちょうど第三セクターを立ち上げて、昭和61年でございますが、そのころそろえた車両が更新時期にきているという問題もございます。これも一つ、これから各年ごとに１両２億円ほどするというふうに聞いておりますが、そうした車両の導入、これもやはり国の補助もございますけども、そうしたことも考えていかなければいけないということでございます。

そういう中で、お問い合わせございました、今後、そうしたいろんな経費負担に、沿線市町がどれだけ耐えられるかという問題も念頭に置きながら、沿線市町と協議をし、また、利用者の皆さんやいろんな皆さんの御意見というものにも耳を傾けながら、いわゆる営業路線の延長の問題をどうしていくかという問題は、できるだけ早く方向づけをしなければいけないというふうに思っております。

また、最近、第三セクター鉄道等で行われております上下分離方式という、いわゆるインフラの部分はもう公共的に持って、その上で列車を運行する部分は民間会社によって、例えば、最大限採算をとってもらうように努力するというような、そうした経営方式の問題も、今、投げかけられているというふうに思っております。

そうしたことを、もろもろのことを考えながら、また、鉄道以外にこの郡上地域においては、バス交通との共存というか、そういったことも考えなければいけないということもございます。

全てのいろんなことを考えながら、可能な限り早くそうしたことに方向づけをしてまいりたいというふうに思います。

（10番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　山田忠平君。

**○１０番（山田忠平君）**　お答えいただきました。まず、より一層の、まず第一に安全性をしっかりと含め、そして、利用客の増大、そのことが大事でありますので、そういったことに向けて取り組みをいただきたいと思います。

続きまして、２点目の質問に入ります。

観光施策でありますが、新年度の予算に向けて、特に観光施策についてを、私、ちょっと上げさせてもらったんですが、観光立市郡上を含めた市の政策もありますので、また、多面にわたっておりますので、そのことについて、新年度予算の組み立てのほうはどうなっているかということで、以前はちょっと、補助金を大変厳しいから一律カットというようなことがありました。やっぱりそれは、ちょっといかがなものかと思うわけでありますが、やっぱり伸ばすところは伸ばす、そして、市の本質である観光面についてはどうだということを考えましたので、新年度にはどのような対応を考えているのか、これは、副市長について答弁をいただきたいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　副市長　青木修君。

**○副市長（青木　修君）**　それでは、来年度の予算の編成について、基本的に考えていることについて、まず、お話をさせていただきたいと思います。

まず、今進めております市政の課題に適切に対応していきたいというふうに考えておりますので、行財政改革、それから財政の健全化の取り組みにつきましては、これまで同様継続をしていきたいというふうに思っております。

また、重要課題として、産業振興それから雇用の充実、環境保全、防災、社会基盤の整備、子育て環境、医療及び健康福祉の充実、教育・文化人づくり対策、交流・移住の推進、自治のまちづくり、こうした課題を今までも取り組んできておりますので、こうしたことを少しでも解決に至るように、事業を構築していただきたいというふうに思っております。

それで、具体的に各部に、予算要求をする場合に６項目を求めておりますので、その６項目についてお答えをしたいと思います。

まず１点は、これまでの施策の検証を行うこと。２点目としては、廃止もしくは廃止可能な事業の検討を行うこと。３点目としては、類似・同種の事業の統合を検討をすること。４点目として、市単独の補助金については、経過年数、事業効果の検証を行って、見直しを図ること。５点目として、新規事業を実施しようとする場合には、これまで進めてきた事業の統廃合についても考えること。それから６点目ですが、国や県等の施策や予算の動向について調査をして、財源の確保に努めること。以上６点を予算要求の際に求めております。

それから、具体的な手続きですけれども、今年度、今進めておりますのは、施策検証シートを活

用をして事業の検証を各部で行ってもらうようにしております。

そのシートの内容ですが、項目でいったほうがいいと思いますが、事業の目的や趣旨、それから、事業の数年間の累計額、それから、参加や利用の状況、これは、利用者数等の推移あるいは活動状況について、内容を精査するという意味です。それから、事業評価については４段階で行うこと。そして、廃止、縮小、継続、拡大等、今後の事業推進の方向性についても明らかにすること。そして、そうしたことを踏まえて、重点事業の構想を明らかにすると。これだけのことを手続きの中でやっております。

その際に、重点施策を構想する場合には、重点施策、重点事業の内容、それからそれを必要とする理由、また、予定をする実施期間、そして、重点事業で期待をする効果、必要とする予算とその積算根拠、それから財源、同種の国あるいは県の事業や市の関連事業について、こうしたことについて各部のほうから説明を求めております。

そこで、少し観光施策の検証について、今ほどお答えしたことをもとに概略をちょっとお話をしますと、日本一おどりのまち郡上の推進事業、それから観光イベント開催事業、観光客の誘致事業を行っておりますが、こうした事業について、例えば外国人観光客の誘致事業については、アジア圏にプロモーションを行っておりましたけれども、そうしたことが今後も必要なのかどうかということについて、事業の役割は終えたのではないかということについても検討してもらうようにしております。

それから、観光立市郡上推進事業、そして、観光協会の活動事業につきましては、観光連盟そして観光協会の活動が日本版ＤＭＯの候補申請を行いましたので、その認定に至るように来年度、実質的な活動ができるような事業推進とするよう、このことについても今求めているところです。

それから３点目としては、観光施設の管理運営の状況について、特に、例えばサービスエリア、あるいはパーキングエリア、こういったものを、それから道の駅については、将来の道路網の整備を見通して、市内の経済循環の重要な郡上産品の販売拠点であるということを考えながら、その機能を強化するように、これも求めております。

こうしたことで、環境施策の検証をし、新たな事業を構築する場合は、今ほどお話したようなことを基本にするように求めておりますので、この後につきましては、商工観光部長のほうから具体についてお答えをさせていただきたいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　商工観光部長　遠藤正史君。

**○商工観光部長（遠藤正史君）**　では、今ただいまの副市長のほうから、観光施策の概略について御説明がございましたが、もう少しかみ砕きまして、私のほうから説明のほうをさせていただきます。

まず、３つの観光施策について、重点的に予算編成のほうを考えております。

まず、１番目ですけれども、観光誘客への取り組みでございます。国内外の観光誘客を図る事業

として、日本一のおどりのまち郡上推進事業と観光イベント開催事業、そして、外国人観光客誘致事業が主な事業として上げられております。

まず、１つ目の日本一のおどりのまち郡上推進事業では、郡上おどり、白鳥おどりの入り込み客数の増加、保存会等の後継者育成など、必要な事業は引き続き実施しているところでありますが、新たな試みとして縁日おどり、そして、コンクール等への参加を促すための方策を予算に組み込みたいと考えております。

次に、観光イベント開催事業では、実行委員会によるイベント効果を高め、各地域の振興策としても引き続き実施を行っていきたいと考えています。議員の申されましたように、補助金の一律カットとか、そういった考え方はしておりません。

次に、外国人観光客誘致事業では、これまでの香港、台湾、タイなど、アジア圏へのプロモーション効果を検証し、その成果を踏まえた上で、タイ現地セールス代行業務を残し、事業のほうを縮小させたいと考えております。

今後におきましては、「こと消費」による着地型観光を目指し、体験メニューの充実と欧米豪など、個人旅行者によるアプローチについて予算のほうに反映したいと考えております。

次に、大きな柱の２番目でありますけれども、日本版ＤＭＯ候補の取り組みでございます。

日本版ＤＭＯ法人の取り組みに向けて、今年度、一般社団法人郡上市観光連盟が、日本版ＤＭＯ候補法人の申請を行っているところでございます。

ＤＭＯ法人は、市内の経済循環と地域社会の活性化を図り、市民と行政の協働による地域活力を総合的に高める機構として、市民はもとより観光客とともに幸せを感じられるような観光地域づくりを目指しております。

取り組みとしては、毎月の情報収集、旅行消費額であったり、延べ宿泊者数、来訪者の満足度、そしてリピーター率でありますとか、そういった集められた情報のほうを分析し、導き出された課題の検討、そして、政策立案などを戦略会議等で検討をしまして、そういったものを活動のほうにつなげていきたいというふうに考えております。

これらの活動を効率的に行っていくためには、まず、組織体制を整えていく必要があります。情報を収集し分析していく最高マーケティング責任者や、総合観光コンシェルジェなどの人材のほか、戦略の策定・実施に係る意思決定の会議などの体制を整えていくための予算を考えております。

最後に、観光施設の管理運営でございます。

観光施設の管理運営状況については、指定管理者のモニタリング等を通じて、施設の利用状況や経営状況の確認をしておりますが、施設整備費や補修にかかる経費、指定管理費等については、必要最小限の費用で予算要求のほうを行っております。

特に老朽化に伴う施設の安全性の確保、利便性向上のためのトイレ改修等のほうを要望している

ところでございます。

また、中部縦貫自動車道、大野油坂道並びに東海環状自動車道西回りの開通が、これから数年以内に通れますので、将来の道路網からのストック効果を高める事業を今取り組むことは重要であると考えております。

特に市内サービスエリア・パーキングエリアや道の駅は、道路利用者に郡上市内への観光を誘導するための役割とともに、市内の経済循環に欠かせない農産物を初め、郡上産品の重要な販売拠点であります。

これらの第三セクターが、独立した営業・経営のスタイルから相互に補完する仕組みへと、第三セクター事業者の連携強化を進めたいと考えているところであります。そうした中から、第三セクター事業者からの提案を受けながら、郡上市としてどのように市内パーキングエリア等を順次支援しくのかを計画し、予算に反映していきたいというふうに考えております。

これらの観光施策を重点といたしまして、観光立市郡上に向けて取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（10番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　山田忠平君。

**○１０番（山田忠平君）**　細部にわたって答弁をいただきました。私も、まさに郡上市自体をＰＲするために、観光連盟、あるいは観光協会、それから各関係の観光部局また振興事務所、それから民間の組織等、それぞれが一体となって取り組むことが重要でありますので、そういった工夫を展開されながら、そしてまた、副市長言われましたように、思い切った廃止あるいは連携集約・拡大ということも本当に重要であると思いますので、その点について、より全体的な視野から見て節減と、より一層の効果が上がるような形をとるべきだということで、同感でありますので、ぜひ、来年度の予算に向けてお願いをしておきたいと思います。

先ほど、「日本一のおどりのまち」ということがありましたが、過日、教育委員会の社会教育のほうから声をかけていただきまして、11月13日に国重要無形民俗文化財の民俗芸能の「風流」という組織を結成した、日本全体のそういう組織があるわけであります。これは、全国に37芸能ありますけども、その中で約30ぐらいの組織が集まって、保存振興連合会を設立しておるわけでありますが、その組織として、ぜひユネスコ無形文化遺産に登録をするように強く要望をするということで、提言をする形で場に参加をさせていただきました。文化庁長官に対して、宮田亮平長官でありますけども、このことについて各地域からいろんな発表もありましたが、岐阜県では郡上のおどりが一つでありますので、私も思い切ってプレゼンをさせていただきましたが、そこで、やはりまだまだ郡上おどりは全国に知れていないということと、やっぱり郡上自体も、「こおり」、「こおりやま」、あるいは「ぐんじょうし」ですかとか、いろんな形があって、やはりまだまだ全体的にＰＲ

は、郡上としてはなっていない。そのことについて真剣に取り組んでいくことが重要でありますし、ましてやユネスコ無形文化遺産等に登録が可能になった場合には、それなりの、郡上の郡上おどり、あるいはこの地域としても覚悟をしていかなければなりませんけども、やはりしっかりとした郡上の大きなＰＲのことでありますので、取り組んでいかなければならないということを特に感じました。

また、ことしは特に鮎のことでいいますと、和良鮎の全国グランプリ、今までと合わせまして４回の受賞をしております。このことも、本当に大きな、もちろん、地元産業のことはもちろんでありますけども、郡上市にとって大きなＰＲの一つの、大きな宝物であります。

このこととあわせて、ことし、豊洲の市場のほうに漁業組合が一生懸命健闘されまして、市場に鮎を出荷されました。聞いてみますと、当初、どのように入れるかということで不安があったわけでありますけども、ことし集計で700キロを出されました。そして、価格でいいますと、当初は同等のようなことでありますけども、最終的には1.5倍から３倍の価格で都心のほうに出たということであります。このことは、郡上としてのブランド化、ネームバリューといいますか、そのことに大きな、利益よりも郡上というブランド、そのことに大きく貢献をしておっていただきますので、そういったことも全ての郡上のＰＲに向けて大きな宝であります。

そのようなことがあったということを報告しながら、あわせてより一層の郡上市の観光立市郡上市が栄え、そして、郡上市の将来が開けますことを念じまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（兼山悌孝君）**　以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

---

## ◇ 森　　喜　人　君

**○議長（兼山悌孝君）**　続きまして、７番　森喜人君の質問を許可いたします。

７番　森喜人君。

**○７番（森　喜人君）**　それでは、質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問したいと思います。

2025年問題というのは、さまざまな場で使い古されたような言葉でありますけども、いよいよ５年後にはそのときがやってまいります。

この１冊の本、この本ですね、「救急車が来なくなる日」という本があります。これは、ことしの８月に出された本でありますが、この本を読んで、郡上市は大丈夫なのか不安になりました。この中には、大きな都市での混迷する救急医療の状況が記されております。また一方、過疎地の代表とも言える鹿児島の奄美大島を初めとする８つの島々の徳洲会の医療活動も記されております。

それぞれ異なる課題がありますけども、医師の不足であったり、また、システムの不備等、現在

では既に限界を超えているような感もありますけども、その中で、来たるべきときに備えようと腐心する姿がありました。

郡上は今、大都会が５年後に控えます高齢化率が最も高い時期に来ているというふうに言われています。70歳以上の高齢化率が27.65％であります。高齢者の増加による救急医療の現状がどうなっているのか、また、若い世代の救急に差し支えがないのか、今後の推移を予測して最良の医療体制はどういうものなのか。

都会では、今後は救急医療が崩壊するのではないか、救急車が来ない日が、ときがやってくるのではないかということが、不安に駆られているところであります。

多くの住民はもとより、郡上を次のすみかに移住しようとされる方々にとって、子どもの教育、また職場の確保、医療の充実、その中でも特に救急医療の体制の充実は極めて重要な事項だというふうに認識しております。

そこで、消防長にお伺いしたいと思います。郡上市の救命救急体制は、万全であるかということであります。

その中で、きょう、資料を配っていただきましたが、救急出動件数、また救急搬送の人員の推移。

それから救急隊のレスポンスタイム、これは、電話を受けてからその現場に到達するまでの時間、レスポンスタイム。

それからさらに、病院収容時間の推移、これは、電話受けてから、もちろん現場に行って、そこでいろんな調査をして、調べて、そして病院に搬送されるまでの時間であります。

それから、指定医療機関の応需率の推移、さらにたらい回しがあるのかどうか。応需率というのは、電話をして拒否されなかったか、拒否されなかったということです。応需率、受け応えてもらえたということであります。

さらに、高齢化社会を迎えて、搬送される高齢者の比率の推移は、平成20年と平成30年ではどうなっているのかということであります。

それから、救急救命センターの存在はどこにあるのか。

さらに、ドクターヘリの活用と出動件数についてであります。

最後に、この数字から見た消防署の課題、そして、病院側への要望等がありましたらお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（兼山悌孝君）**　森喜人君の質問に答弁を求めます。

消防長　桑原正明君。

**○消防長（桑原正明君）**　では、順番にお答えをしたいと思います。

まず、救急出動件数は、10年前の平成21年は1,465件、年々増加傾向で、平成30年は今までで最も多い1,905件でした。

搬送人員も比例して、平成21年は1,396人、平成30年は1,748人と増加しています。

次に、レスポンスタイム、現場到着までの所要時間ですが、市内平均で約12分、全国平均約8.6分、岐阜県平均の約7.9分と比較し時間がかかっています。これは、管轄面積が広いためと考えられます。特に石徹白地区は30分、小川地区は45分かかっています。

それから、病院収容までの所要時間、市内平均は約43.6分、全国平均の約39.3分、岐阜県平均の33分と比較し時間がかかっています。また、全国的に増加傾向にありまして、平成21年と平成29年を比較しますと、全国で4.2分、岐阜県では0.7分、郡上市は4.3分増加しています。これは、高度な処置をするために、現場活動時間が長くなっているためと考えられます。

次に応需、市内の３つの救急指定病院の応需率は、約97％で推移しております。高い応需率で対応していただいていますが、循環器系は受け入れ困難で、市外の病院へ搬送することも多いため、迅速な処置が必要な場合は受け入れていただきたいと思っております。

それから、70歳以上の高齢者の搬送ですが、これ申しわけありません、10年前ということで、平成21年で比較をさせていただきたいんですが、699人で全体の約50％、それから平成30年は967人で全体の55％、搬送人員で268人増加、５％上昇しています。

次に、救急救命センターですが、郡上市にはありませんが、最も近い救急救命センターは関市の中濃厚生病院になります。

また、郡上市では、医療機関のたらい回しはありません。

課題としましては、消防署は２台の救急車がありますが、重症が予想される場合などは、通常３名の出場を４名で対応する体制をとっています。消防署の当直人数が６名の場合、４名で出場すると残りが２名となり、次の救急は他の署所から出場するため、現場到着に時間を要することになります。

なお、南部地域には中消防署南出張所・東詰所があるんですが、北部地域は北消防署のみとなっています。その救急件数を比較しますと、平成29年は中消防署756件、北消防署744件、それから平成30年は、中消防署794件、北消防署804件と大差はありません。というような状況であります。

（７番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　森喜人君。

**○７番（森　喜人君）**　全国的にこの搬送数がふえていると、それと同じように郡上市もふえているということなんですが、レスポンスタイムも、平成30年を見ますと急に14.1分というふうに上がっていますし、それから、病院収容分数も48.3分とかなり上がっています。

これは、もうどんどんこれから上がっていくのか、それとも、わかりませんけども、これ、下げる方法といいますか、下げるにはどうしたらいいか、簡潔にお答えいただきたい。

**○議長（兼山悌孝君）**　消防長　桑原正明君。

**○消防長（桑原正明君）**　その前に、済いません、ドクターヘリのお答えをしていませんでしたので、そちらのほうをまずさせていただきます。

岐阜県のドクターヘリは、平成25年から運用しております。郡上市からの要請件数は、年間60から70件で推移していましたが、平成30年は105件でした。平成30年の要請内容で最も多いのは、病院間の転院搬送で38件、次いで急病が26件、一般負傷が19件でした。一般負傷というのは、いわゆるけがのことで、スキー場からの要請が最も多く15件でした。

また、郡上市は、岐阜県内でもドクターヘリを多く要請しておる地域になります。

また、今の現場到着時分についてですけども、やはり郡上市は管轄面積が広いので、これ以上短縮することは難しいと考えています。

そこで、バイスタンダーといいまして、現場に居合わせた市民の皆さんが、救急車が到着するまで効果的な応急措置をしていただくことが重要になります。郡上市では、一般の市民の皆さんはもちろんですけども、小中学校や高等学校の生徒や教師の皆さんも対象にして、救急講習を行うことに力を入れております。

（７番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　森喜人君。

**○７番（森　喜人君）**　消防長の答弁で、これ以上数字を下げることは難しいという話でした。恐らく、現場は本当に一生懸命やっていただいている結果だろうというふうには思いますけれども、しかし、心肺機能が停止した場合は、10分を超えると蘇生は難しいと言われています。民間の人たちが、そういった心肺蘇生をすればいいというふうには言われるわけですけれども、しかし、そういう状況を何とか打破していきたいというのが、今回の質問の趣旨であります。

続きまして、受け入れ体制、受け入れ状況を、病院側の受入状況についてお伺いしたいと思います。

日本独自の救急医療体制、これは、一次救急、二次救急、三次救急と分けてあるわけですが、その中で、この問題が少し、これは、患者本人もしくは救急隊の判断で受診が求められることだということが書いてありました。これは、恐らく患者さんが自分で判断をする、もしくは救急隊が判断をするということなんですが、ここに少し限界があるのかなというふうに思っております。

それで、郡上市内の救急病院がどこなのかということを教えてください。

そして、和良地域はどういうふうにしているのか。

それから、それぞれの救急病院の受け入れ状況、１日何人ぐらいずつ受け入れておられるのかというようなことも、わかれば教えてください。

それから、今、日本もしくは世界もそうなんですが、ＥＲというエマージェンシールーム、救急外来というＥＲ型がふえているということでありました。このＥＲ型というのは、要するに救急科

専門医が窓口になって、そこで全部を受け入れて、そして各科に分けていくというこのやり方。もちろん、これはドクターがいないと難しいわけですけれども、ＥＲ型がふえている。

この郡上市はＥＲ型なのか、それとも各科の相乗り型なのか、要するに、各科のドクターがそれぞれ担当してやっておられるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、救急病院の救急医の数、救急医の数がわかれば、各病院のことがわかれば教えてください。

それから、その勤務状況もわかれば教えていただきます。

それから、先ほど消防長の答弁にありましたように、レスポンスタイム、非常に難しいということなんですが、ある地域ではドクターカーのようなものを利用してやっていると。ドクターカーというのは、要するに、お医者さんが現地に一緒に行く、消防隊と一緒に行くという形にしている形です。これは、どこでやっているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと視点が変わりますが、命を救うトリアージということですが、これは、トリアージというのは、よく災害のときに出てくる言葉です。たくさんの方が災害に遭って、ほとんど亡くなっていかれる可能性があるときに、どの命から救っていくのかという選別するんです。非常に人間離れしたことなんですけども、このトリアージについて、お聞きしたいと思います。

もう一つは、医療救急の中に、救急車で運ばれてくる分には、結構救急として扱われますが、ウオークイン、自分で歩いてくる人もいるわけです。そういう人への対応との比較といいますか、長時間待たされる可能性があるということで、そうしたことへの対応はどのようになっているかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**〇議長（兼山悌孝君）**　郡上市民病院事務局長　古田年久君。

**〇郡上市民病院事務局長（古田年久君）**　それでは、お答えさせていただきたいと思います。たくさんありましたので、順番にお答えさせていただきます。

まず最初に、病院側の救急医療体制と課題についてということで、郡上市におきましては、二次救急医療の病院として、市民病院、国保白鳥病院、鷲見病院というふうで、３病院がございます。

その中で、市立の２つの病院に限ってですが、受け入れ体制のほうをお答えさせていただきたいと思います。

まず、市民病院のほうですが、平日の日勤帯につきましては、救急専門医１名が対応している状況でございます。夜間とか、それから休日、こういう場合は当番制の日直・当直医が対応をしているという状況ですし、国保白鳥病院にあっては、平日、夜間、休日とも当番制で、日直・当直の医師が対応しているというような状況でございます。

こういった体制を、現在でき得る限りの最善の体制がとられているというふうに考えております。

また、消防署側も、救急救命士の知識ですとか、それから技術の向上を図るため、病院での研修も積極的に行われておりますし、それから、病院前の救護の質を上げる、担保するメディカルコントロール協議会というのもつくられておりまして、そういった活動も行われまして、救急の最前線で活動する医療者と、それから他の医療関係者との貴重な接点となっているということで、病院と消防との連携も深まっているというような状況もございます。

課題としましては、今後において、今の体制をどのように継続していくかということと、それから、勤務医自体も高齢化しておりますので、安定した医師の確保をしていく、どのようにしていくかということが課題であろうかというふうに思っております。

それから次に、郡上市での救急医療の現状は、ＥＲ型か各科相乗り型かということにつきましては、救急専門医を中心とした当番制による救急医療を行っておりまして、強いて言うならば、不完全な形ではありますが、ＥＲ型に近い形が実施できているのではないかというふうには思っております。

しかし、市民病院こそ平日の日勤帯のみ、専門医がＥＲ型をとっておりますけれども、たまたま今現在できておりますが、継続性があるというふうにははっきり断言できませんので、さらに休日や夜間については、救急専門医ではなくて、当番制の当直医が当っているわけですので、ＥＲ型に近い、近い体制しかできていないという状況であります。

それから、次にドクターカーの利用についてですが、現在は大学病院とそれから恵那市民病院、県内は２カ所で実施されているというふうに聞いております。

それで、専門医ですとか医療スタッフの確保が困難であるということですとか、郡上市内、広範な土地がありますので、その運用方法ですとかコスト面も考えますと、現状ではちょっと難しいような状況であるということであると思います。

それから、そのほか、しかし、要請から20分以内で郡上市に到着するドクターヘリ、先ほども話題になりましたが、こういったものも運航されておりますし、救急対応とは言えないんですけれども、在宅の医療も行っているという状況もありまして、これに近いものもあるのではないかというふうには思っております。

それから、救急医の増員なんですが、人数も含めましてなんですけども、市民病院では、学会のほうで認められた救急専門医が１名だけでございます。県内でも79名の方が、救急専門医という形で勤務をしておられるという状況で、全国を見てみますと5,024人ほどということで、全体の医師の32万人に対する率としましては、わずか1.6％であるというような状況であります。

そういうことで、増員をすることにつきましては、負担軽減にもつながりますので、ほかの医師の、必要なことというふうに思います。ですが、今申しましたように、もともとの日本では救急医

が少ないような状況でありますので、通常の常勤医の確保にも苦慮をしている状況でありますので、なかなか増員のほうは難しいなというふうな思いを持っております。

次に、ウオークインで来られた救急の方の対応についてなんですけども、救急車じゃなくて自分で来られた方ということですが、最初に看護師による問診を行います。それで、基本的にはすぐ診察という形になりますが、複数の患者様がお見えになって、その状態をいろいろ聞いた結果、その症状の程度によっては、重い方からやっぱり診ていく場合がありますので、しばらく待っていただく場合もあるということでございます。

それから、命を救うトリアージの精度を上げる指導はどうなのかということにつきましては、大学病院等の病院、関係機関こちらの実施するトリアージ研修というものがありまして、そちらのほうへ積極的に参加もしておりますし、院内において大規模災害を想定した実動訓練ですとか、それから、机上ではありますが、トリアージ訓練を年に数回行っておりますので、こういった形で精度を上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

（７番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　森喜人君。

**○７番（森　喜人君）**　いろいろと御答弁、現実の御答弁をいただきまして、ありがとうございます。私、これをさらに変えていかなきゃいけないというつもりで質問をさせていただいているんですが、今度、副市長のほうにお伺いしたいと思いますが、医師等の働き方改革、３番目、４つ目も含めて一緒にお願いしたいと思いますが、国が進める働き方改革は長時間労働が常態化している医師等も例外ではありません。働き方改革関連法による残業時間の罰則つき上限規則は、2019年、ことしですね、４月から順次始まっております。医師は、仕事の特性から５年間の猶予が認められているものの、2024年度から適用される予定であると。通常の医療機関の勤務医は、一般労働者の過労死レベルと同じ年960時間、しかし、驚くことに救急などの地域医療を担う病院の勤務医は、2035年度までの特例で年1,860時間、960時間よりも900時間長いということですが、これは、医師だけは過労死レベルを超えてもいいというメッセージではないのかというふうに思うわけであります。全ての病院が、働き方改革に合わせて医師の勤務時間を減らせば、救急車難民が出ると言われています。現状のままでは現場は疲弊し、医療の安全を損ないかねません。かといって、医師の勤務時間を減らせば、人手がなくなり救急車の行き先が少なくなります。私が次の患者だったらと考えておくべきではないかと思うわけであります。この現実についてどのようにお考えか。

そして、４番目は、今までの医師の過重労働の上に乗った、甘えた今までの制度であるわけでありますが、医師不足の折、私たち一患者として何ができるか、そして、そのことについて市はどのような指導をするのかということについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（兼山悌孝君）**　副市長　青木修君。

**○副市長（青木　修君）**　まず、医師の働き方改革ということについては、なぜそれが必要だと叫ばれるようになったという背景ですけれども、お話があったように、昼夜を問わず患者さんへの対応ということで、自己犠牲的な長時間の労働があるという実態があります。それから、もう一つとして、医師の方の健康への懸念、あるいは過労死についての懸念、そして、仕事と生活の両立といったことについての関心が高まっているということもありますし、もう一点としては、やはり医師不足それから医師の偏在ということがあろうかというふうに思います。

そこで、働き方改革の中で、特に労働時間管理の適正化ということが言われておりますので、今ほどお話になったことについて、もう少し具体的にどういう改革として方向が定められているかということについて、皆さんのお手元に資料を用意してありますので、それとあわせてこちらのほうでもパネルを用意しましたので、それをちょっと見ていただきながら説明をさせていただきたいと思います。

まず、実際は2024年から実施されるという、これはまだ、あくまで現在の段階で、実施の予定であるというふうに御理解いただければと思います。

そして、こういった内容を今検討されていますが、通常の時間外の労働について、これは休日労働を含まないわけですけども、月45時間以下、そして年360時間以下となっておりますが、これは働く人全てに共通をします。そこで、医師の場合、特に臨時的な必要がある場合、やむを得ない場合ということで、月100時間未満で、これはもし面接指導、これ医師の健康状態ですとか、睡眠状態ですとか、あるいは疲労の状態をきちっと面接するということになっておりますが、そうした場合はまた例外があるようですけども、ここに医療従事勤務医、これは市民病院、白鳥病院もこれに当ります。こういった場合には、年960時間以下で、追加措置として、連続勤務時間の規定として28時間を超えないという、そういう追加措置がされることと、あわせて勤務のインターバルを９時間にすること。さらに、面接指導で、睡眠やこういった疲労の状況をきちんと把握するということが言われておりますが、こうしたことは、この診療従事勤務医機関の場合は努力義務とされております。ただしこれは、720時間を超えた場合に努力義務というふうにはされております。

それから、今度こっちの黄色いほうですけども、これは、救急救命センターの勤務医ですとか、あるいは短時間で医療の技能を習得しなければならない指定された病院、いずれもそういった場合は病院の指定をされるわけですけれども、そうしたときには、今お話のあったように年1,860時間になって、先ほど申し上げたさまざまな追加措置については義務とされております。

いずれの場合も、時間外労働時間が月100時間を超える場合というのは、この追加措置というのは義務として示されております。

したがって、これはまだ検討を進められているところですが、これが固定されるというものではないということのようです。

そこで、患者側あるいは市民がどうするかということですけども、まず一つは、医師を含めて看護師さん、あるいは薬剤師さん、あるいはさまざまな検査技師さん、そういった方の勤務の実態をよく理解をすべきだというふうに思います。

それから、もう一点としては、それぞれ健康な生活を、それぞれの市民が努力するということも、もちろん必要な条件として含まれますけれども、自分の健康状態をいかに的確に知って、必要なときに必要なお医者さんにかかるという、そういう市民自身もそういったことについて、きちんと理解をするということも必要だろうというふうに思います。

それから、医師不足の問題は、なかなか解決するというような問題ではないというふうには考えますが、チームで診療に当ることができるような、例えば、病院と診療所、そういったものの連携・協力といった形の新たな地域医療の体制についての理解を深めるということも、これも必要だろうというふうに思っている。

さらには、医師をどのようにして育成をしたらいいかといったことについても、これも取り組んでいかなければならない課題だというふうには思いますけども、いずれもすぐにできるということではないわけですので、一つ一つ着実に取り組んでいくということが必要だろうというふうに思いますし、とりわけ市民あるいは患者の立場であるとすれば、自分の健康についてはよく、健診も含めて受診をし、健康状態を知るということ。それから、現在の医療状況がどのようになっているのかということについての、具体的な事実を知ることも必要だろうというふうに思っております。

（７番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　森喜人君。

**○７番（森　喜人君）**　ありがとうございました。

最後は市長にお伺いしたいと思いますが、今までのずっと答弁を聞いておりますと、現状で非常に頑張っていただいているということは、間違いがないと思います。

救急救命体制の充実よって、住民の安心・安全を守ることが大切であります。ハードワーク過ぎずに、継続できるシステムと奉仕の気持ちを持つ医師をどう育てるかと。これは、日本もそうですし、郡上市も緊急の課題だというふうに思っております。

それで、少し時間がありますので、今まで質問をしてきた３項目について、ちょっとお答えをいただきたいなと思っています。

消防関係者また医療関係者は、毎日現場に追われ疲弊しかねないと、政治や行政が先を見通して戦略を練る必要があるというふうに考えます。

一つは、先ほど言っておりました救急車、ドクターカーについてですが、例えば北部、南部よりも北部のほうが、救急体制ちょっと充実していないんじゃないかというふうに思うんですけども、これは、広域医療がこれから進められていく、広域在宅医療体制というのが進められていきますけ

れども、そういう中で、何というんでしょうか、ドクターカーというものをふやすことによって、命を守っていくということが重要なんではないかなというふうに思いますので、そのことについて。

もう一つは、先ほどありましたが、ＥＲ型を目指すということです。救急医の確保をどうするかということなんですが、これは、岐阜大学であるとか自治医科大学のほうに要望に行かれますけども、いろんなもちろん科の先生が必要であろうと思います。

しかし、救急医が、今現在、市民病院でお一人、あとは白鳥も、鷲見病院も私確認しましたが、鷲見病院にも救急医はおられません。各、相乗り型という形でやっておられるということであります。

救急医を各病院に１人もしくは市民病院に２人いれば、私は、救急体制というのは回っていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、救急医の存在の意味というのは何であるかというと、各科の専門医の治療に専念させることができると。各科のドクターが、それぞれ救急に回る必要がありませんから、自分たちの患者さんに専門で接することができる、安心して働けるということです。

そうした意味で、ドクターが、救急医のいる病院はドクターがふえるということです。トータル的にふえているという話もあるぐらいですので、私は、救急医を何らかの形でお願いしてふやしていくということが、重要なのではないかなというふうに思っています。

そして、３つ目なんですが、病院と消防署の連携といいますか、今、もちろん消防署のほうで少し要望もありましたけれども、そうした要望も現場でされていればいいんですけれども、そういった交流というものが十分にされていないとするならば、これは、市がもうちょっと前に出て、そして、交流する場を持つべきではないかというふうに思いますので、そうした対策もお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（兼山悌孝君）**　市長　日置敏明君。

**○市長（日置敏明君）**　お答えをいたしたいと思いますが、まず、御質問にありました救急医療ということの体制を郡上市として、しっかり可能な限り整えていくということは、非常に大切なことだと、課題だと思います。市民誰もが、ずっと住んでいる市民もそうですし、これから、例えば郡上へ行こうかなという、思う方にとっても、救急医療がちゃんとしっかりしているかというのは、非常に大きな問題であり、例えば教育の基盤が整っているかとかというようなこととともに、やっぱり大切なことだろうというふうに思います。

そういう中で、幾つかの御質問をされましたけれども、ドクターカーというあり方でありますけれども、これにつきましても、確かに非常に郡上市は広範な地域を守備しておりますので、あれば非常にいいのかなというふうには思っております。

今後の検討課題にはしたいと思いますけれども、これはただ、全て、今御質問あったことは、医

師の確保という問題につながってくることでありますので、なかなか難しいとは思いますけれども、検討はしたいというふうに思います。

ただ自動車を整えればいいという問題ではありませんので、医師あるいは看護師とか、そうした人員の確保ということが非常に大切だと思います。

それから、２番目の救急医の確保でございますが、これも、同じく、確かに御質問ありましたように、各病院に救急医という形で、いわばＥＲ型でしっかりしたお医者さんがおられるということは、他の一般的な勤務医にとっての負担の軽減ということにもなりますので、でき得れば、そういった体制というものは必要かと思いますが、ただ、この勤務医につきましても、今、市民病院に１人ということでありますが、救急ということの性格上、いつ起こるかわからないという意味では、例えば、本来ならば救急医も１日３交代という形にすれば、１日救急医が完全にそうした対応態勢をとるというだけでも、簡単に言えば３名必要なんですね、１日に。そういう形で年間を通じて、何人かの救急医で、いわゆる完全なるＥＲ型という形で守備をするとすれば、１つの病院に救急医は６人ほど要るというふうに通常言われております。

そういうことで、非常にそういう理想な形がとれればいいんですけれども、今、一般的な医師の確保も苦慮をしている中で、日本中で救急医という医師が少ない中にあって、さらにそれだけの確保ということは難しい。ただ、理想論は理想論として、少しでもそうした救急医という形の医師を確保するということは大切だろうと思いますので、今後ともそうした方向ということは、非常にとるべきものとして、努力はしていきたいというふうに思っております。

それから、病院と消防署の連携ということでありますが、これも、先ほど消防長のほうからも、あるいは病院の事務局長のほうからも答弁を申し上げましたように、双方に果たすべき任務というものを果たしていくことによって、お互いに相手方の負担を軽くするといいますか、例えば消防のほうでいえば、できるだけ病院へ着くまでに、救急救命士のほうで適切な措置をする、可能な限りの措置をするということで、受け入れた病院のほうの医師の負担がそれだけでも、適切な措置が講じられていれば、軽くなるというようなことでありますので、非常にこの辺は連携がうまくいくということが大切だと思います。

今既に、これはしかし、先ほどもお話がありましたように、いろんな協議会等を通じて、可能な限りの連携をとっていますので、さらにそれを高度化していきたいと思います。

そのためには、救命救急士の医師による研修であるとか、それからまた、設備的にも救命救急車の高度化、あるいはそうした装備をするいろんな設備等においても、可能な限り高度化を図っていかなければいけないというふうに思っております。

そのようなこととともに、先ほど副市長がお答えをいたしましたように、医療というものは、医師あるいはこうした救命士といったような、その任に当る人たちと市民とがお互いに、市民はただ

受けるというだけで、医師をふやせ、救命救急士をふやせ、自動車をふやせというだけでなしに、何といいますか、市民の側でそうした仕事に当ってくれている人たちを大切にする、感謝する、そして、できるだけ負担をかけないようにすると。よく言われるコンビニ受診のというようなものを抑制であるとか、日ごろからのみずからの健康管理であるとか、みんなが同じ方向へ向いて、健康というものを確保していくということが必要だと思います。

郡上市は、これまでかねてより、そうした病院の関係者と市民とともに、市民の医療フォーラムというようなことで、私は、随分他の自治体と比べても、市民の皆さんの医療に対する理解が深まっていると、深いというふうに思っております。今後とも、そうした市民の協力というものも得ながら、安全な地域づくりに取り組んでいきたいというふうに思います。

（７番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　森喜人君。

**○７番（森　喜人君）**　ありがとうございました。かつて、命のカプセルとか、そういったこともやっているのかなとちょっと思うんですけども、そうしたことも含めながら、市民の皆さんが本当に安心できるように。

これは、私も、きょう非常に走って質問しましたので、今後さまざまな検討すべき内容もたくさんあるというように思いますので、私のテーマにしながら、救急医療、これからも質問していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

**○議長（兼山悌孝君）**　以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は、11時５分とします。

（午前１０時４９分）

---

**○議長（兼山悌孝君）**　それでは、指定の時刻前ですけれど、皆さんお揃いでございますので、休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前１１時０３分）

---

## ◇ 三　島　一　貴　君

**○議長（兼山悌孝君）**　それでは、１番　三島一貴君の質問を許可いたします。

１番　三島一貴君。

**○１番（三島一貴君）**　１番　三島でございます。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問もいつもどおり市民の声、そして地域の課題を解決するためにこの一般質問を通

じてお願いをするものであります。今回は大きくは２つの質問を用意しております。その中にも細かな質問がありますので、順序よくいきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

通告では１番、２番とございましたが、ちょっとこちらはひっくり返させてもらって、２番を先に進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

２番の公共交通についてと大きな枠で持っておりますが、その中で１つ目の質問といたしまして、高速バスの撤退による代替え案はということです。

９月の一般質問で15番議員から質問もございました。民間事業者による高速バス白鳥から岐阜駅へ行くバスが白鳥～八幡間の路線の廃止ということで、10月から廃止をされました。偶然、私、11月に岐阜へ行く用事がございましたので、このバスに乗ってみました。朝７時40分に美濃白鳥駅から民間の路線バスに乗りました。八幡の神明公園に着きまして、そこでちょうど高速バスと乗り換えができるということで、神明公園におりました。約30分ほどの待ち時間がありました。神明公園の歩道で朝早く立って、30分ほど待っておりました。そして高速バスが見えましたので、それに乗りかえて無事岐阜駅へ到着をすることができました。その日にまた帰ってくることでありましたので、最終の９時７分発の岐阜駅出発の高速バスに乗りました、これは予定では10時26分に八幡駅に着いて、そうすると乗り換えで白鳥帰ってくるには長良川鉄道、これも予定では10時32分、これは最終列車ということになっておりまして、それに乗らなければ白鳥に帰ってこれないという状況でございました。八幡インターを降りたころにもうはや確か８時23、4分だったんですね、おくれておって。八幡インターおりてからずっと八幡のまちなかを走るんですが、乗客も見えまして、途中で降りるもんですから支払いをされたりなんてことをしておると、どんどんどんどん時間が経っていくんですね。だんだんだんだん気兼ねなく、もう本当に焦ってきて、え、これってもしかすると、おくれていって、僕、長良川鉄道に乗れないんじゃないんじゃないかなと随分心配をしながら乗っていた覚えがございます。運よく八幡駅について、たまたまちょうどそのときも長良川鉄道が１分ぐらいおくれておりまして、トイレも済ませることもでき、安心して乗って帰ってくることができました。しかしながら、大変不憫に感じたことが多くございます。そのことも踏まえて、きょう１番のお願い、質問をさせていただきたいと思います。

そのような撤退で白鳥地域の方々は市外に路線バス等を使って出て行くことができなくなりました。長良川鉄道がありますので、美濃加茂方面には行くことはできますが、岐阜方面というのはああやって乗り換え等をしないといけなくなったというのが現状でございます。

その中で、先に質問のほうでいきますと、高速バスの撤退の代替え案ということで、今、東海北陸自動車道の白鳥インターございます。ここにバスストップ、バス停を設置していただけないかなということの提案を含めての質問とさせていただきます。

きょうの一般質問のほかの項目も踏まえて、ちょっと先月国交省のほうへ直接行ってまいりまし

て、いろいろなお話を聞いたり、勉強をしてまいりました。その話でちょっと１つ、資料を提示しておりますので、よろしくお願いいたします。

バスストップの設置手続きフローということで、このような資料をいただきました。高速のところにバス停を作るに当たってはこのような手続きになるそうでございます。バスストップ設置協議会の設置ということで、これは自治体が主体となって行うものであり、それからバスストップの設置計画作成し、そして、提出をする。こちらも自治体から国交省へと。整備計画の変更が入りまして、バスストップの位置決定通知というものをいただいて、初めて事業開始になるということでございます。

話は聞いておりましたし、地元でいろいろと調べておりましたら、白鳥インター、今ちょうどインターの出口を出て、一般道へ出るんですけど、その途中にもうＵターンをできる道路もできております。また、そのちょうど坂道になっておりますので、その高速の乗り口の下の土地から歩行者用のトンネルで階段整備もされておって、歩行者、下の土地に車を例えば置いて、歩いてそこのＵターンする場所へ歩く歩道整備までもう済んでおるんですね。話を聞きますと、もうそれはここのバスストップの位置決定までされておるということであります。白鳥インターのバス停はもうここのバスストップの位置決定までされているという今の現状でございます。それは平成７年にもう位置決定されたということであります。その辺のことでいろいろと調べさせていただきましたら、位置決定までされて何で運用されていないのかなということでありましたが、なかなかバス事業者さんが停まってくれない。高速バスというのはなるべくバス停に停まらず、高速バスですから、早く現地、目的地へ着きたいということであるので、なかなか停まってくれないということであり、今までずっと運用されなかったというような話でございました。

ただ、今の現状、今まではそうだったかもしれません。白鳥インターまでが４車線、また、それより北はもう片側通行ということで、シーズン真っ盛りのときには大渋滞を起こして、白鳥インターには降りれませんでした。あんな状況を見ますと、それは高速バス会社もそんな渋滞に巻き込まれては降りれないといったことも踏まえて、多分嫌だったんではないのかなということも思います。また、今ですと、東海北陸自動車道４車線化になりましたので、白鳥インターも渋滞することなく、いつも安心してすぐ降りることもできる状態になっています。

また、中部縦貫自動車道の合流ということで数年後には北陸方面ともつながるということも現状変わってきておるとこであります。

東海北陸自動車道の高速道路には大変多くの高速バスが走っております。その一部をちょっと紹介させていただきますが、まず高山～岐阜線になります。高山のバスセンターを出発して、名鉄の岐阜バスターミナルまで行くバスが１日にもう６便走っております。これは岐阜行きですね。その次に、高山～名古屋線、こちらは高山バスセンター出発で、名古屋の名鉄バスセンターまで、これ

は大変便が多くて、それまた今月12月１日からは増便をされたそうです。３便ほど増便されて走っております。

白鳥インターのバス停を設置して、これだけの便が停まっていただければ大変嬉しいことだと思いますが、提案といたしまして、例えば、この全部ではなくて、この数便でも朝昼晩とこの３便ぐらいでもなんとか白鳥インターに停まっていただけないかなということできょう質問をさせていただきます。

このようなお話に対して、市としてどのようなお考えなのか答弁をお願いいたします。

**○議長（兼山悌孝君）**　三島一貴君の質問の答弁を求めます。

市長公室長　日置美晴君。

**○市長公室長（日置美晴君）**　お答えを申し上げます。

岐阜バスの高速岐阜～八幡線のうち、おっしゃいました白鳥系統の廃止によりまして、地域の皆さまには大変御不便をおかけしております。その代替措置とまではいきませんけれども、白鳥交通が運行されております郡上八幡～白鳥線、郡上八幡～万場線や長良川鉄道を御利用いただいて、ホテル郡上八幡発着の岐阜バス、高速岐阜～八幡線への乗り継ぎをいただけるよう時間調整を行ったり、また白鳥交通、岐阜バスの各路線の時刻表におきまして、乗り継ぎの情報を表示をさせていただくなど、周知に努めているところでございます。

この御紹介にございました白鳥インターのバスストップにつきましては、旧白鳥町の要望によりまして、国土交通省の承認を受けて建設をされたものでございます。中部縦貫自動車道の高架部分を活用しまして、その下を潜る形でバスストップが設けられましたが、設置以降、旧白鳥町において、バス事業者への誘致活動を行ったものの運行事業者は現れず、高速バスの乗り入れまでにはいたりませんでした。合併以降におきましても、バス事業者に対しまして、高速バスの乗り入れにかかる誘致活動は随時行っておりまして、その結果として１つはひるがのサービスエリアのバスストップには平成22年４月から高速バスが停車することになりました。しかし、残念ながら白鳥インターチェンジのバスストップは高速バスの高速バスの乗り入れがかなわず、現在にいたるまで活用されていない状況となっております。

白鳥インターチェンジのバスストップを活用しようとした場合、もっとも重要となりますのは、申すまでもなく高速バス事業者の誘致でございます。これまでも観光関係者の皆さんなどと一緒になりまして、交通事業者との調整を図ってまいりましたが、なかなか実現にこぎつけられておりません。高速バスという特性上、先ほど申されましたようにできるだけ早く停車する時間を削りまして、できるだけ早く目的地へ到着したいという考えが事業者には強く、白鳥インターチェンジの停車についても停まるメリットとなるような需要が見込めるかが重要な課題であると考えております。実際、10月の白鳥系統の廃線は需要が少なかったことも理由の１つではあります。

また、インターチェンジのバスストップを活用しようとした場合、利用者の駐車場の確保でありますとか、また乗合、待合所の整備なども必要となりますし、一度も使用していない施設でありますので、またネクスコ中日本などとも協議が必要になるというふうに考えております。

いずれにしましても、今回の御提案につきましては、高速バスに乗る前と降りてからの二次交通の問題もありますので、そういったことも含めまして、白鳥インターチェンジのバスストップ活用の可能性をよく検討し、その上でより具体的な提案をもって、実現に向けた高速バス事業者への誘致活動を行っていけるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（１番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　三島一貴君。

**○１番（三島一貴君）**　この件は、白鳥地域の住民の方から本当に強くお願いをされております。また、白鳥町の自治会長会でも話題になっておりますし、また、地域公共交通会議、こちらのほうでもそんな話が出ておると、議事録を見ておるとありましたので、ぜひできる方向でしっかりと検討していただき、早期にしていただけることをお願いいたしまして、次の質問に移らさせていただきます。

２つ目の質問、スクールバスから路線バスの統合へということで、質問をさせていただきます。

昨年６月の定例会の一般質問で私、通学路の安全安心について質問をさせていただきました。いろいろな御答弁をいただきました。そのときに、地域の人たちからもっともっと声を聞いていただいて、しっかりとした安全安心な通学路の整備をお願いしたいということをお願いいたしました。その対応といたしまして、いろんな地域の人からいろんな声は聞いたのかなということをまず１つお聞きをしたいと思います。あ、ごめんなさい。間違えましたね。済みません。ごめんなさい。順番を間違えました。スクールバスから路線バスの統合ということですよね。ごめんなさい。いろいろ地域の声を聞いておりますと、路線バスが走っておる後ろをスクールバスが走っていくと、朝。そのような形で、それってどうなんだと。その割には、路線バスやら公共交通のバスには誰も乗っていなくて、その後ろをスクールバスが走っていくということで、地域からよくこういう声を聞きます。そのようなことで、まず市内にはどれぐらいスクールバスと路線バス、公共交通が重なっている部分があるのかということを１つ質問させていただきまして、そして、ほかの地域では現時点も既にスクールバスを廃止して、公共交通等を利用している地域、学校があると聞いております。その学校はどれくらいあって、またその学校からは保護者、また生徒からはどのような不満等が出ているのかというのをお聞きしたいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　教育次長　佃良之君。

**○教育次長（佃　良之君）**　失礼します。

まず、最初のスクールバスと路線バスが同じ路線を走っている状況でございますけれども、まず

スクールバスについての路線を御説明をさせていただきたいと思いますが、スクールバスの場合は、児童生徒の自宅から学校までの距離に応じて設定されております。御承知かとは思いますが、小学生の場合は２キロ以上、中学生は４キロ以上を対象としておりまして、この経路につきましては、児童生徒の居住状況によっては、場合によっては経路が変更される場合もあると思っております。

公共交通バス路線については、運行日数や本数に差はあるものの市の広範囲で運行されております。それで、今、議員おっしゃいましたように、スクールバス路線と公共交通バス路線が重なっている地域は多くございまして、全てではなくて一部でも通学路と重複している地域を含めますと、スクールバス40路線のうち35路線が一部も含めまして重複しているという状況となっております。

それから、２つ目の御質問の現在公共交通を利用している学校の状況でございますけれども、まずバスでは小学校は川合小学校と相生小学校の２校、それから中学校は八幡中学校と八幡西中学校、白鳥中学校、明宝中学校の４校がそれぞれ一部の地域で公共交通を利用しております。これは自主運行バスであったり、事業者さんの路線バスである場合もございます。参考までに、相生小学校、八幡西中学校、白鳥中学校では、一部の児童生徒は長良川鉄道も利用しています。それは、相生小学校が郡上八幡と相生間、八幡西中も同じ郡上八幡と相生間、白鳥中は時期的な利用もございますが、北濃と美濃白鳥駅間というようなことになっております。

それから、３つ目の公共交通を利用している児童生徒、保護者などからの不安の声等でございますが、聞き取りをしましたところ、高校生が乗降するバス停、こういう路線もありますけれども、高校生が乗降するバス停での降車時に非常に混雑するということでありますし、それから、どうしても公共交通路線は幹線道路を走りますので、自宅からバス停までの距離が長いということで負担がかかると。それから、公共交通路線のダイヤと下校時刻が合わずに、児童生徒が学校での待機時間が長くなるというような学校もあるようでございます。

以上のような声を聞いております。

（１番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　三島一貴君。

**○１番（三島一貴君）**　今の答弁を聞きまして、可能性としては統合というのは可能ではないのかなと思っております。スクールバスを運営するに当たっては、スクールバスの運転手の委託費やらスクールバスの維持管理費用、そういったものの予算は大変たくさんかかっておりますし、また、公共交通のほうの話でいきますと、乗車率に応じてやはり国や県からの補助金は変わってくるということは聞いております。こういった形で通学時の児童生徒が乗っていただければ、その乗車率もふえることによって、公共交通のほうへの補助金というのもふえてくることによって、公共交通の安定した経営ができるのではないのかなということも踏まえて、このようなお話をさせていただきました。

学校等でも聞き取りをしておりますが、本当に帰りの臨時便だけ、学校が早く終わったときに子どもたちが帰るに当たって、うまく公共交通の路線バス等の時刻があればいいんですが、ない時間等は臨時便を出していただくというようなお願いをする形になると思うんですけど。そういったことをクリアすれば、今の話でいけば、保護者等からも現時点で利用している方ではさほどすごい不満ではないのかなと思います。こういったことを地域全て路線バス、公共交通自主運行バス等を利用していただいて、これは双方、お互いのメリットが出てくると思いますので、ぜひそのことも御検討をしていただきたいなということを思っておりますので、このような質問をさせていただきました。

３つ目の質問になります。高校生通学費助成事業についてであります。

郡上市高校生通学バス補助制度というものが始まりまして、大変これは保護者から嬉しいという言葉をいただいております。聞きましたら利用者は約243名ほどみえるようなことを聞いておりますし、私もちょうど同世代の方々が大体高校生の保護者の方多いものですから、いろんな地域でお話を聞いておりますと、本当に助かったと。今までは通学定期代が払えないから朝早く起きて、子どもを学校まで送り迎えしていたとか、ちょうど通勤のときに一緒に乗せていって学校まで送って行っていたんだけど、このような補助が出たことによって長良川鉄道やバスに乗って通わせることができたので本当に嬉しいという言葉をいただいておりますので、ぜひこれは継続してずっと続けていっていただきたいなということは思います。

ただ、しかし、その仕組みについてちょっときょうは質問をさせていただきますが、この今の仕組みでいきますと、まずは普通に通常どおり保護者は定期を買わなければなりません。そして、その後、立て替えというか、その後、後日、補助される部分が保護者の手元に入ります。その仕組みを調べましたら、前期分として４月から９月分を９月中に申請をして、その後入ってくる。後期分は10月から３月分を２月から３月の上旬に申請してその後に入ってくる。４月に買えば、入ってくるのは、９月、10月ぐらいということです。そうすると、半年以上おそく入ってくるんです。保護者にとってみれば、いわゆる立て替えというような形の考え方になると思うんですが、この制度をぜひ最初から補助された差し引いた自己負担額で購入できるような仕組みにしていただけると大変いいのかなと思います。

高校生を持つ親としても皆さんに聞いておりますと、本当にお金がかかるんですね。大体高校生のいる方っていうのは兄弟もみえまして、そうすると大学生の方とか、そういうことになると、本当に経済的な負担というのは大きいそうでございます。こういったところの負担の軽減にもなって、最初から自己負担額で買えるということになれば、立て替えではなくて、最初から立て替え期間がなくなるわけですから、１番いいのかなあと思います。ですので、こういった補助制度がすばらしくいいものができたものですから、ちょっと仕組みを変えればもっともっとすばらしいものになっ

て、市民の皆さんは大変喜ぶんじゃないのかなということであります。そのことに対して質問させていただきますので、答弁よろしくお願いいたします。

**○議長（兼山悌孝君）**　教育次長　佃良之君。

**○教育次長（佃　良之君）**　大変保護者等の皆さまから感謝されている制度ということをお伝えいただきまして大変ありがとうございます。

この制度につきましては、御承知のように、市内の高等学校に在校する生徒の通学費の負担軽減、それと市内高等学校の活性化や維持存続を図ることを目的として長良川鉄道や路線バスを利用して通学する市内の高校生の保護者に対して、定期券等の費用の一部を補助するというもので平成30年度からスタートしまして、ことし３年目ということでございます。

議員御指摘のとおり、補助金の交付については、４月から９月分の前期分と10月から３月分の後期分を実績によって、年２回で交付しておりまして、おっしゃいましたように後払いというような形になっているかと思います。

それで今、先ほど申請者数の数をおっしゃいましたが、前期分としましては郡上高校が183人、郡上北高校が60人ということで、合計243人であります。ここで、定期券の有効期間別の購入内訳を少し御紹介させていただきたいと思いますが、２校合わせまして１カ月定期を買われた方が142人。それと、１カ月定期と３カ月定期を混ぜて、買われる方もありまして、そういう方が48人。３カ月定期が31人。３カ月と６カ月の混合が４人。それから、１番長い６カ月定期を買われた方が18人というふうになっております。

次に、この全種別の定期代について、補助金は１カ月分の金額に換算して交付しますので、１カ月分の金額に換算した場合の状況をお示ししますと、まず郡上高校ですけれども、路線バスの場合は、その最低の金額が１カ月分の換算ですけれども、8,344円、最高が２万3,850円というふうになっております。それから、長良鉄道の場合は、最低が１万760円、最高が１万8,124円となっております。郡上北高校の場合は、路線バスの最低は8,807円、最高が１万9,010円。長良川鉄道の場合は最低が１万240円、最高は２万8,170円という状況であります。

このように、１カ月分の金額に換算した場合の最低は、路線バス、長良川鉄道とも約8,000円から１万円。最高では路線バスが約１万9,000円から２万3,000円でありますし、長良川鉄道の場合は１万8,000円から２万8,000円ということになっております。特に、この最高の場合はやはり議員おっしゃるように保護者の方が一定の負担感をお持ちになる場合があるということはあるのかなというふうなことは思います。

今の議員御提案の購入時にその補助金を差し引いた金額で購入できるようにする方法についてちょっと検討してみましたけれども、そういう方法にする場合は、運行事業者さまのほうで補助金を市のほうから代理受領していただくとか、そういうための所要の手続き、そして申請者が定期券の

購入にそこへ見えたときにその御本人確認ですとか、当該補助金額の確認、そして差引計算など、新たな事務を行っていただくことが必要になってくると思われます。さらには、先ほどの前期後期ごとに交付決定後に年２回で振り込むということで、現在のやり方ですと、運行事業者さまには市から補助金が振り込まれるまでは逆にその運行事業者が一時立て替えというような形になると思います。このようなことから、全ての事業者の方の同意を得る必要があるとは思っています。

冒頭もお話いただいたように、保護者の皆さまから感謝されている制度ではありますけれども、利用者数の向上のためにさらに利用していただきやすい制度とすることは必要と考えております。スタートしたばかりの制度ですので、効果を検証しつつ、市の事務体制や運行事業者の御意見、それから他自治体の例もないか、そういうところを踏まえながら、今三島議員御提案の方法も含めまして制度改善できないか、研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（１番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　三島一貴君。

**○１番（三島一貴君）**　事業者というと大体３事業者だと思うんですが、前もってお話を聞いたところ、結構前向きな回答をいただいておるということも聞いております。本当事務的なことですが、今、多分教育委員会でこういった事務手続きをやっておるんですが、教育委員会から243人に対してやっていますよね。それが、事業者の協力を得られれば、３業者だけとの取引になるわけですから、事務軽減といたしましても大変いいと思います。その上、保護者にとっては安く定期が買えるということで全てにとってメリットのある提案だと思っております。どうか早期にしっかりと研究していただいて、検討していただいて、１番定期を買うのというのは４月の時期ですね。新年度の４月が１番定期を買う時期です。できれば今度の４月に保護者が安く定期が買えるような体制をぜひ取っていただけるようにお願いをいたしまして、この質問を終わらさせていただきたいと思います。

続きまして、１番の最初のこの歩道整備についてという質問をさせていただきます。市内の道路の安全点検状況はということで、先程失礼いたしました。

昨年６月私の一般質問で、通学路の安全安心の質問をさせていただきまして、そのときに地域にみえる方々からしっかりと意見を聞いていただいて、またよりよい整備のほうをお願いしたいということをお願いしました。そのようで意見徴収はされたのかっていうことをお聞きするのが１つと、新聞を読んでおりましたら、このような記事がございました。「自治体へ財政支援強化、園児が巻き込まれる事故防止策」ということであります。滋賀県の大津市で起きた園児が巻き込まれる大変残念な交通事故が起きてから、国もこういったことを財政の支援強化をされました。その新聞記事の中に幼稚園、保育園の周辺道路の安全点検を自治体に要請したということが書いてあります。このことについて、郡上市内のほうでの要請はどのようだったのかということをまず１点、お聞きし

たいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　教育次長　佃良之君。

**○教育次長（佃　良之君）**　大津市の事故を受けての市の対応状況からでよろしかったでしょうか。

この事故を受けまして、国からもそういう指導もあったこともありましたが、郡上市内の全保育園、それから幼稚園において、園児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検及び対策の実施状況についてというタイトルの調査を行いました。その結果、６園からは防護柵がなかったり、歩道が狭い交差点など７つの危険箇所が報告されました。これは園児が日常的に集団で移動する経路に限ってのことですけれども。そのうち、集団移動経路の変更などで各園が独自にそういう対応といいますか、危険回避ができるという箇所は４カ所ありました。また、市と警察によりまして、特に危険と思われる３カ所については、合同点検を行いまして、現在対策方法を検討中でありまして、できる限り早期の解決を目指したいと思っております。

（１番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　三島一貴君。

**○１番（三島一貴君）**　この新聞記事を読みまして、ちょっと国交省へ行こうということを決断しまして行ってまいりました。これも国交省の方々にお話を聞いてまいりました。国交省ではこのような対策メニューを考えているそうでございます。大体エリアといたしましてはこういう大きな道路ですね。また、市内の道路を見ておりますと、大体国道沿いとかそういったところにはかなり防護柵が張られておって、これは通学路との安全安心をやっておるんだなということはわかっております。

きょうぼくがなぜこの質問を取り上げたかっていうと、このエリアゾーンでもこのまちなかのことをお話をしたいです。幹線道路は結構しっかり整備はされていますが、まちなかがやはり今危ないのではないのかなということを質問させていただきたいと思うんですが。ちょうど私が住んでいる白鳥地域の状況でございます。これ写真、朝、通学路の皆さん、子どもが歩いているとこの写真を撮ってきたんですが、これ１番朝の並ぶときです。この１番奥に行きますと、ちょうど白鳥小学校があって、このまちなかをこれだけの大勢の方が、大勢の子どもたちが通学をしています。ちょうど重なって、ここから学校へ一直線で行くというところでなっております。これもうずっと白鳥小学校あってからの通学路でありまして、地域の人ももう、僕もこのようにして学校通わせてもらったんですが、もうこれが当たり前だと思って通っております。多分地域の方もＰＴＡの方もこれが当たり前だからということでずっと通っておるんですが。本当にでもここに危険なんです。その写真がこちらなんですが、大変、朝、車も通りますし、まちなかにはちょっと大きな製造工場もございます。大型トラックがここを結構走るんですね。また、通勤される車も多くて、また路駐される車も多くて、大変危険な箇所なんであります。これからの冬の時期になりますと、雪が降ります

よね。雪が降ったら除雪してきれいに掻いてもらうんですが、ときには屋根の雪を下ろすんです、まちの人たちが。そうすると、この歩道へがさっと山になってしまって、そのままということで、そうすると子どもたちはその雪をよけて、道路にはみ出して歩くと。本当にこういったことが危険な状況があって、この地域ではオレンジのジャンバーを着た地域のおじさん、おばさんが朝、立っていただいて、子どもを見守ってくれているというのが現状でございます。

その中で、先ほどの国交省のお話になるんですが、ちょうどこのエリアとするとまちなかのエリアなんですが、いろんな対策メニューを考えているそうです。このまちなかですと、例えば、防護柵をつけることというのは必ず不可能であります。いろんな商店もあったり家もあったりするものですから。きょうこれをお話したいのは、ぜひこの中のメニューでいきますと、歩道へのカラー舗装、これが１番の対策ではないのかなと思います。歩道に色を付けることによって、視覚的に車の運転手から見ても、そこは歩道ですよ、子どもたちがいるんだよっていうこういうお知らせをするための対策だということで、歩行者、自転車の空間を優先して確保するような対策、このカラー舗装等をしていただくことによって、ここに写真、ちょうどありますが、こういったことが有効ではないのかなということを聞いてまいりました。

そういったことで、国のほうもこういった形で強化をされているということでありますので、そんなことをお話をさせていただきましていきたいと思います。また、こういった形で園児、児童を守るための通学路の歩道整備っていうのは必ず必要だと考えていますし、今、高齢者が免許返納をされるもんですから、そうすると、電動カートに乗られるんですよね。そういったことで歩道というのは大変重要になってくるのではないのかなということも思っております。そのことを踏まえて本市としての考えはどのようなのか。また、国への要望等はどうなのかということをお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

**○議長（兼山悌孝君）**　建設部長　尾藤康春君。

**○建設部長（尾藤康春君）**　それでは、歩道に関する対策ということでございますが、歩道整備に関する国からの交付金等につきましては、社会資本整備総合交付金、そうした交付金を活用した整備が可能となっています。通学路の対策の必要な箇所における安全確保のための工事であったり、生活空間の安全確保対策の推進にかかる工事、そうしたものが実施要件とされておりまして、国におきましても令和２年度の執行が見込まれる緊急安全対策等の所要額に関する調査も行われているところでございます。

現在、郡上市のほうで社会資本整備総合交付金を活用して行っている事業というのは大きなものとしては、橋梁の補修を主に実施しております。それも含めまして、新設改良であったり、舗装の修繕、そうしたものも幾つか実施をしておる状況でございまして、通学路の安全対策については交通安全プログラム、また、学校、ＰＴＡ等からの要望を考慮しながら計画的に対応を進めていって

おる状況でございます。

今、議員おっしゃられたまちなかの歩道整備につきましては、八幡市街地、また、白鳥の市街地の中にあっては、歩道の用地を新たに確保して整備を進めるというのはなかなか厳しい状況でございます。そうした中でカラー舗装を行うであるとか、注意喚起の表示、そうした対応によって対策が可能と考えます。

また、市街地の安全対策については、車両の通行規制、そうした車両自体の通行自体を規制して、歩行者の安全の確保をする、そうしたことも検討する必要があろうかと思いまして、先般八幡の市街地におきましては、交通社会実験も行ったところでありまして、またその結果をもとに今後の方針も検討していく予定でございます。

あと、主要幹線道路、国・県道のほうは歩道整備についてはこれまでも安全対策の要望を行っておりますけども、特に国道156号は二日町の歩道は県のほうで整備いただきましたし、つい最近完成していただきました徳永の歩道整備なんかも国道、県道関係はこうしたところで整備を進めていただいておりますし、白鳥町の為真での歩道整備も具体的に進んで着手していただいておりまして、整備促進が図られるということだと思います。

また、現在、警察のほうでゾーン30、そうした区域の設定も対応として取り組んでおられます。現在は、八幡小学校の付近におきまして、こうしたゾーン30ということでそのエリアの進入路に表示を行いながら、歩行の幅を確保したり、歩行者の安全を確保するんですが、こうしたエリアの中になりますと全て時速30キロの速度制限がもう規制としてかかってきます。そうしたこともございます。

議員おっしゃられた歩道部分にカラー舗装をして、通学路の安全の確保をするというのは、今できる範囲としては、安全な対策の１つとして大変重要だと考えておりますので、また、学校であったり、警察、それから地元自治会等、そうしたところとも検討を進めながら安全対策、効率的な執行に努めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（１番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　三島一貴君。

**○１番（三島一貴君）**　時間になりましたので。ぜひ、こういったまちなかのこともしっかりと見ていただきながら、また、継続していろいろと整備のほうをよろしくお願いするとともに、本日の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

**○議長（兼山悌孝君）**　以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

それでは昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後１時とします。

（午前１１時４４分）

---

**○議長（兼山悌孝君）**　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後　１時００分）

---

## ◇ 山　川　直　保　君

**○議長（兼山悌孝君）**　５番　山川直保君の質問を許可いたします。

５番　山川直保君。

**○５番（山川直保君）**　失礼をいたします。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本日の質問は３点に絞ってあります。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

まず、大項目、１点目でございますけれども、プラスチックごみの減量についてということを題しております。この質問に関しまして、以前、８番議員のほうからもこのような質問がございましたけれども、私も違う角度からの質問をさせていただきたいというふうに思っております。

さて、この夏を振り返ってみますと、長良川、和良川、石徹白川、庄川と、いろんな釣り人、また、いろんな観光客が訪れまして、一番感じることは、やはり私たち市民にとって母なる川だなということを思います。

私たち含め市民の方々は、生まれて産声を上げてから初めて口にする水、これは長良川水系の水であって、私たちの、人間にとってのこの命の源であるし、そして、いろいろなあらゆる動物、昆虫とかもそうですね、そうしたことを本当に感じる、そうした母なる川への思いを込めて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、ことしの、鮎釣りにも何回も行かせていただきましたけれど、後半、川を見て思ってことは、プラスチックごみですね。ペットボトルの空が必ず目につきます。そして、コンビニの袋等が詰まっておったりもします。できる限り拾ってくるようにはしておりますけれども、なかなか瀬の中に詰まっているものとかはとれません。そのような現状がございます。

昨今、このプラごみに関しましては、海底の泥の中に大量のこの堆積するマイクロプラスチック、また、そうしたプラスチックがこの世界的な環境問題に至っております。

多くのプラスチックを生産して使っております、この日本というのも、本当に無関係であるどころか、本当に関係する責任をしっかりと持っていかなければならない課題だということを思います。

現在、全国の自治体では、プラごみゼロ宣言というものを行っている自治体が結構多数に、今、上ってきております。私、この質問を考えてからのことでございますけれども、数日前、日経関係の「ガイアの夜明け」というテレビを見ておりましたら、京都府亀岡市長並びに小泉環境相が出ておりました。亀岡市の市長様は、日置市長は御存じでしょうか。日置市長が加茂の所長をされてみえたときに、東白川村の村長であられました桂川氏の次男の方で、桂川市長ということでございます。

私も面識がございまして、何度かお話したことがございますけれども、この方が、今、非常にこの、あそこ、保津川という川が流れておりますけれども、その環境の悪化を憂いて、平成24年には、この内陸部では初の海ごみサミットということを開かれましたし、平成30年12月には、この亀岡のプラスチックごみゼロ宣言というものを行われ、さらには、来年の８月までには、亀岡市のコンビニ用のレジ袋禁止条例というものを何とかしたい、これ、全国初ですね、その条例を通したいと言われて努力をされてみえます。

この亀岡市に流れる保津川には、天然記念物のアユモドキというものが、本当に絶滅危惧種のようにまだ生息しています。それを守らなあかんという気持ち、そして、この保津川というのは、丹波高地に源を発して、そして亀岡を流れ、そして京都の嵐山、そして鴨川、そして、合流して淀川という形で川下りも二十数万人、そして、ラフティング等も郡上の５倍ほどありますね、そうしたすばらしい観光河川に恵まれたところでございまして、そうした川を守るということを言ってみえます。

そこで、今、皆様方のお手元にもお配りしましたが、プラごみ宣言のポスター、聞いてみますと、一番インパクトに感じましたポスターがこれでございます。神奈川県のポスターでございまして、「かながわプラごみゼロ宣言～クジラからのメッセージ」という、こうしたポスターでございます。これをよく見ますと、クジラが涙を流しております。

2018年ごろでしたか、鎌倉にクジラの子どもが打ち上げられて、腹の中から大量のプラスチックごみが見つかったということがございまして、こういうものが使ってあるのだろうということもありますし、大洋ホエールズがあった、水産会社もあったことから、クジラかなということも思うんですけど。

もし、これを鮎に当てはめたら、私も悲しくなりました。プラスチックというものは、100年、また、数千年たたないと分解はされないと言われております。マイクロプラスチックはどういうものかといいますと、石にこすれたり、そして、海に最後漂着して、それが砂で洗われたりして細かくなります。細かくなってもプラスチックはプラスチックなんですね。

長良川に関していいますと、これが詰まった石がまた流れてきて、石がプラごみに当たる。当たって削れてとれたのがマイクロプラスチックになる。それが岩に付着し、鮎がその藻を食べると。

我々の誇る郡上鮎の聖地、鮎の聖地といえるこの郡上は、その環境をしっかりと守る責務があるのではないでしょうか。その辺のことを思って質問をさせていただきます。

それでは、第１点目に、端的にお伺いしますけれども市長に、プラスチックごみのごみゼロ宣言を行う用意があるかどうかということをお聞きしたいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　山川直保君の質問に答弁を求めます。

市長　日置敏明君。

**○市長（日置敏明君）**　お答えをいたしたいと思います。

ただいま御紹介いただきました京都府の亀岡市のかめおかプラスチックごみゼロ宣言、大変、自治体としては初めておやりになったようにも聞いておりますし、敬意を表するところでありますし、また、お話がございましたように、桂川市長さんは東白川村の御出身でございまして、全国市長会等で先方から御挨拶にも来ていただいて、面識がございます。さすが、東白川のきれいな環境の中で生まれ育たれたという、そのセンスが、やはりこういう政策に結びついているのではないかというふうに思います。

今、そういうお話をお聞きし、また、今いろんなところで、例えば神奈川県とか栃木県とか、そういったところでも、県レベルでのプラごみゼロ宣言というのもやっておりますし、岐阜県におきましても、美しいふるさと運動「プラごみゼロ・キャンペーン週間」というようなものが定められておりまして、プラスチックごみの清掃運動であるとか、いろんなことをされているわけでございます。

御説のように郡上市は、清流長良川、和良川等を抱えておりますし、そういう意味では、私たちも先頭に立って、こうしたプラごみゼロ運動というのをやらなきゃいけないというふうに思います。ぜひ、郡上市もこうしたことについて意識を深めて運動を進めていきたいというふうに思います。

当然のことでございますが、宣言を、例えば市長名であるとか何かでするというだけではいけないので、このプラごみという問題がいかに地球環境にとっても大きな問題であるかというようなことについての学習活動、あるいは、市民の皆さんの日ごろからの、ごみについてもかねてから４Ｒ運動とか３Ｒ運動とかいろんなことをやっているわけでございますので、そういうものを深めていくというようなことも含めて、市にはまた環境団というような組織もございますので、ぜひ、市民ぐるみでいろんな関係者、今お話ございましたように漁協もございましょうし、あるいは、スキー場なんかでも恐らく多量のごみが、雪が溶けると出てくるかもしれませんし、あるいはまた、農業をやるということからもいろんな農業の産業的な廃棄物というものも出てくる、その他さまざまの産業活動、消費活動に伴って、ごみ、プラスチックごみというものは出てきますし、そういう根本はなるべく使わないようにするとか、代替の用品を開発して使っていくとか、プラスチック製でないものとかというようなことを、そういうものもございますが、非常に幅広い学習と運動になると思いますけれども、ぜひ市民ぐるみで、おおむね１年以内ぐらいをめどとして、しっかり郡上市として宣言ができるように取り組んでいきたいというふうに思います。

（５番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　山川直保君。

**○５番（山川直保君）**　ありがたい答弁をありがとうございました。

環境水道部長さんに申し上げておきます。つくっていただきました、ことし、ステッカーですね、

ごみを少なくするですね。それ、非常にいいものでした。それに、来年バージョンは、ぜひとも鮎が涙を流しておる、そうすると、釣っとる釣り客、これは鮎を好きです、鮎を大好きなんですよ、鮎をかわいいと思っています。その鮎が涙を流しておるようなステッカーだったら、ペットボトル１本で持ち帰るかもしれないですね。ぜひ、そのようなデザインにしていただきたいなということを思っております。

先ほど、今、市長の答弁にありました３Ｒ、リデュース、リユース、リサイクルですね、その中の、やはりリデュースという、この総量を減らすということについて、次の質問に移らさせていただきたいと思っています。

本市が、水のまちという形で非常に提唱してから久しくなるわけでございますけれども、このことの原点は、やはり水景観の整備とともに、その美しい水を、おいしい水を、こちらへ、郡上へ来ていただく方に飲んでいただく、賞味してただくこと、このことも必要じゃないでしょうか。

現在、この市街地には、こうした観光客などの方々に水を飲んでいただけるところが３カ所、４カ所ございます。しかしながら、それが、この水をぜひ飲んでみてくださいと、郡上のおいしい水を、ということは全然ＰＲしていない、掲示の仕方も効果の低いということを思っております。

今、水の学校で、水出しコーヒー等とかいっては常盤町のほうに行ってみたり、そして、旧庁舎記念館の前でそういう形で飲んでいただく機会はございますけれども、これ、積極的に飲んでいただけるようなウオーターステーションはできないかという提案でございます。

観光客がバスからおりたときに、ペットボトル等の水の残りを持ってみえるかもしれません。そして、踊り客の方々も絶えず水を飲んで熱中症対策にも飲まれるかもしれません。ですから、そういう方々に、この水を継ぎ足していただく、または、飲んでいただく、そうした機会がある、そうした場所が身近にあるということが、一つの観光施策でもありますし、１本でもペットボトルというもののごみの減量化につながるのではないかなと私は考えます。

この、今、郡上八幡の水は、犬啼のほうの湧水と、そして吉田川の伏流水、くぐってきた水を、今の旭のタンクができたところに入れて、そして、この愛宕のところにも入れて使っています。水の水量もかなり確保されておると思いますので、その中で、水のそうしたステーションをつくる。そこには、例えばＧＪ８マンのキャラクターを載せて、この水をぜひ御賞味くださいといったような形のＰＲもつくる。

よくビジネスホテルに行きますと、「この水飲めます」と書いてありますが、この水飲めますじゃ、ちょっと飲む気が余り、私たちはしないですね。ぎりぎり飲めるんかいなというような感じを受けます。そうじゃなくて、この水ぜひ飲んでみてくださいというようなＰＲも込めて、観光施策も込めて、こういう施策ができないか、このことについて所見を伺いたいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　商工観光部長　遠藤正史君。

**○商工観光部長（遠藤正史君）**　では、私のほうからは、水のまちを一層アピールするということで、ウオーターステーションのほうを設置されたらどうでしょうかという御提案につきまして、観光面のほうから回答のほうをさせていただきます。

ウオーターステーション的な機能を持つ施設として、今言われましたような、八幡市街地には水船、水屋という生活に溶け込んだ伝統的な水利用施設が複数箇所残されております。

本来、水船は、山からの湧き水を滝やパイプで二層または三層となる水槽に引き込み、最初の水槽で飲用や食べ物を洗い、次の槽で、汚れた食器などを洗うものであり、ここで出る御飯粒や食べ残りはそのまま下の池で飼われている魚などの餌になり、きれいな上水のみ川へ流すというシステムでございます。

現存する水船の多くは、八幡町、尾崎町の山沿いにあり、復元したものは郡上八幡旧庁舎記念館前の水船のほうに代表されていると思っております。

商工観光部といたしましては、水のまち郡上八幡の伝統的な水利用システムである水船を広く観光客に紹介するとともに、観光マップの記載も含め、今、御提案がございましたＧＪ８マンのキャラクターを使ったらどうかということがございましたけども、そういったものを活用しながら進めていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

（５番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　山川直保君。

**○５番（山川直保君）**　いい答弁をありがとうございます。

もう一つ提案ですけど、宗祇水の水質の安全性と、しっかりと自信を持った宗祇水の水であるために努力が必要ではないでしょうか。

数年前の大腸菌とかの件を、出たこともある件を踏まえて、そこをどういうふうに生かしていくか。昔は、例えば湧き水であったけど、今は水道水も使われます、お飲みください、郡上八幡の水というものはこういう水で、水道水も非常においしいんですよと、はっきりと正直に、例えば書いて、しっかりと飲んでいただくとか、そういうことも今から必要じゃないかということを思いますので、お考えをいただきたいということを思っております。

２問目の質問に移りたいと思います。

２番目、本市の河川の位置づけについてをお伺いしたいと思います。

端的に、この観光河川というものはどのような河川と受けとめられるか、副市長にお伺いしたいわけでございますが、観光河川というのは、広辞苑で見ても載っていませんね。インターネット見てもなかなか載っていません。

これも京都の亀岡の桂川市長が発せられていた言葉、私、ビデオで見たときに知りました、観光河川。これ、なかなかすごいなと、何かなと。もちろん想像はつくわけでございますけれども、こ

のことについて所見を伺いたいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　副市長　青木修君。

**○副市長（青木　修君）**　それでは、観光河川についてお答えをしたいと思います。

私も定義、どこかにないかと思って探しましたけども、なかなか見つかりませんでした。それで、市の清流長良川等保全条例と、それから、国土交通省の「かわまちづくり」支援制度、そして、今、議員お話になった亀岡市の例を参考にして、一応定義を試みてみました。

ただ、一文で表現するのがなかなか難しいですので、全部で５つ要件を上げて、それを観光河川の条件というふうに考えたいというふうに思います。

まず、１点目ですけれども、多様な生態系を育んでいる清流であること。

それから、２点目として、流域に住む人々が河川とかかわる産業や生活の営みがあること。

３点目として、流域の人々によって形成をされてきた自然、それから歴史、文化的景観が守られていること。

そして、４つ目として、河川とその流域に、自然あるいは歴史・文化、そういったものの資源があること。

５点目ですが、河川と親しむことのできる空間や施設、設備があること。こうしたものを活用して観光に生かすことのできる河川を観光河川と称したいというふうに考えている。

したがって、市内に流れている長良川を含めて多くの川は、観光河川と定義していいんではないかというふうに思います。

（５番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　山川直保君。

**○５番（山川直保君）**　副市長の答弁、私もそのように感じております。

いわゆる本市を流れるこの河川というものは、長良川等と申しますけれども、例えば、釣り客は年間、昨年度５万3,000人、そして、ラフティングは１万3,000人ほど、そして、川沿いを歩くこの市街地、また、ここへ訪れる方々、これ、八幡町においては97万人、おどりが29万人ということで、約30万人ぐらいの方々がここを訪れます。

そして、列車「ながら」も途中途中停まって川を見ますね。あれも見る観光ですね。

それとあと、新橋から飛び込む、それを見る、それのも見る観光ですね。これもまさしく観光河川、この日本一の観光河川というぐらい言えるんじゃないかなということを思っております。

そうしたことから、２点目をお伺いしたいと思うわけでございますが、本市のこの重要なこの観光河川と、もし位置づけるこの政策というものは、絶対、私、必要だと思いますし、清流長良川等保全条例にもしっかりとあります。ですから、このことをしっかりと内外に発信して、より魅力を高められる、そうした施策を打たれたいということを考えたいと思います。

これ、なぜ言うかと申しますと、こういう川を大事にしている、観光河川をこうしてしっかりと守っているということをＰＲすることは、移住施策にもつながる。通常、今、移住施策、全国どこでもやっているのは、来てくれたら何々してあげましょう、来てくれたらどんだけ補助しましょう、バックアップしましょう、そんな施策、今、どこにでもあるんです。ですから、本当に魅力づけていくことこそが移住施策なんです。ですから、このことも含めて、私はそう思っておりますので、この施策をぜひ進められたいと思います。市長にお伺いしたいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　市長　日置敏明君。

**○市長（日置敏明君）**　お答えをしたいと思いますが、御指摘のように、郡上市内の川は本当に清流であって、岐阜県全体も清流の国というふうに知事は言っておられますが、その清流の国の中でも１丁目１番地が郡上だというふうに、私どもも自負をいたしております。先ほど副市長が答弁をしましたような要件から見ても、まさに観光河川というにふさわしいものだろうというふうには思います。

私が、かねがねから観光という言葉は、光を観るという読み方、意味とともに、光を示すという意味があるとすれば、まさに郡上の宝物、光を内外に示すものの一つが川であるということであろうかというふうに思います。

そういう意味で、いろいろ御指摘がありましたけれども、観光河川、観光河川と言うことがいいかどうかという問題は少しあるかなとは思います。清流ということでも尽きているのではないかと思いますけれども、その持っている貴重な資源を強く打ち出して、そして大切にするとともに、それをアピールしていくということはしてまいりたいというふうに思います。

その辺のところは、既に提唱をしていただいて制定をいたしております、郡上市の清流長良川等保全条例の中にしっかり理念としてうたい込まれているんではないかというふうに思います。

現に、平成21年だったかと思いますが、当時、郡上市へ林務課長で来てくれていた藤掛さんという課長が、奥美濃・郡上をきっと誰かに伝えたくなる風景という、こういう桜、木、それから、これは森ですね、それから、錦秋ということですか、もみじですね、そして水、それから里とか、そういうテーマ別にこのすばらしい写真をこういう形で、かつて出してくれましたけれども、この中で、いわば五十数項目のすばらしい、そういう分野にわたっての風景というものが収録をされているわけですが、そのうちの約３割、十数項目は水でございます。それだけ、やはり水というものは大変な宝であるというふうに思いますので、しっかり、そうしたものをアピールしていきたいというふうに思っております。

（５番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　山川直保君。

**○５番（山川直保君）**　１回、私も亀岡市長の桂川氏に電話でも聞いてみなあかんなと思うんですが、

観光河川って、これ、造語、あなたがつくったんでしょうかということで、１回聞いてみなあかんなということを思っているんですけど。これも確かめながら、また、そうした言葉も何かの説明のところには要るかもしれませんので、よろしくお願いしたいなと思っております。

次の質問に移ります。

以前も提案いたしました川課です。上から読んでも下から読んでも「かわか」なんですけども、平仮名では。これ、私、なぜ、これが大事かということを、本当にずっと思っていて、これ、絶対大事やなと思いましたので、再度、市長さんにこれを設置していただくようにお願いをしたいと、検討をしていただきたいと深く思っております。

と申しますのは、今、川課、一番どこに近いだろうかなと、どこの組織に近いかなと思うんです。もちろん農林水産部の中の農務水産課に近いのかなということを思うんですけれども、郡上市の場合、環境水道部のほうにも、もちろん、これ関係しておりますね、川の環境のこと等々ですね。そして、河川のごみのこと、非常に関係しておりますし、先ほど申しました川を見るということに関しての新橋からの水泳とか飛び込みとか、下側から見る川とか、これ、商工観光ですね。これも政策のほうにも、これ、かかわってくるかもしれません。

しかし、この鮎の聖地であるこの郡上、そして、この清流長良川ということを考えたときに、その大事なこの長良川沿線で初めてできた、この清流長良川等保全条例ある誇りある市として、農務水産課の「水」のところに川課、川課長１人でもいいし、川課長ともう一人の職員でもいい、これが、ぜひとも、私、要ると思うんです。

大きな大会が、釣り大会がございまして、これは農林水産部長も行ったり、顔を出したりしておりますけれども、やはり、ここで一つの縦割りを横につなげた政策をまとめるところというところに、その組織の必要性を感じております。ぜひとも、この課の設置を再度望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（兼山悌孝君）**　市長　日置敏明君。

**○市長（日置敏明君）**　お答えをいたしたいと思います。

この御質問、御意見はたしか平成29年、２年ぐらい前に承ったわけでありますが、そのときもお答えをいたしましたけれど、確かに、山川議員のおっしゃるような考え方もこの清流長良川等を抱えている郡上市にとってはインパクトのある一つの組織論、編成論であるかというふうには思います。

ただ、私の、ずっと今まで役所というものの組織にかかわっている中での一つの組織の編成観というものを申し上げますと、この前もそれを申し上げました。

私のほうもちょっと図で、下手な図で申しわけありませんが、こういう、やはり役所の組織というのは、例えば総務部、農林水産部、商工部、環境水道部、建設部、教育委員会、消防というよう

な形で、これが、今、さっきおっしゃった分野別の、組織を編成するときの縦割りという考え方であろうかと思います。

それに対して、確かに各部にまたがる一つのテーマとしての川というものを考えたら、川という、確かにテーマの捉え方、組織の編成の仕方がございます。

そういうことでありますが、したがって、縦割りの弊害をなくするために、横割りといいますか、そういう組織をつくるといういき方というのはございますが、これが、非常に人員等も豊富に持っていて、そういう川課というような課を仮につくるということは、できれば相当の、しかし、これは人数が要るかと。二、三人でいいと言われれば二、三人なんですが。

これは、一つの縦割りの弊害をなくしたということはございますが、今度、これを90度変えますと、これは縦軸と横軸が90度転回しただけで、川ということだけを切り取って、生産、観光、その他水難救助から、あるいは浸水のハード整備、防災等々ということになってきまして、そういうものを全てをやる川というやり方は、多分そうおっしゃっているんではないと思います。ある程度のテーマを、特色持った川という形で、中心となるものをつくったらどうかということだろうと思いますが、役人の習性として、こういう形でまた組織をつくりますと、川に関する限りは観光もやるがこれもやるけれども、あと、川に関しないことは知らんぞと、あるいは、そういう川に関することで観光やっているんだけど、片一方、こっちのほうも観光施策全体から考えなきゃいけないんだけどなっていうような形になると、どのような編成をしても、何らかの形で多数部局、多数課にわたって調整をしなければいけないということで、問題はそれほど解消しないと私は思っております。

したがって、こういう形でテーマとしてしっかり清流長良川等保全条例というようなものを核にしながら、確かにどっかで司令塔のようなものとか、考え方として、そういうものの対策監というようなものを課長級で１人置いて、そのかわり、全庁的に川に関することを調整せいよというような形はあり得るかと思いますけれども、従来の課の編成原理でもって川課というのをつくるのは、それはその一つの考え方ではあるけれども、また、それは若干組織的には、組織運営的には問題をまた抱えることになるという意味では、今のところはちょっと御提言に対して、じゃ、やりましょうという感じではなく、私は、この前、御答弁申し上げたことと同じような組織観というものを持っております。

（５番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　山川直保君。

**○５番（山川直保君）**　私は、川課というのは、単なるこの名称は外に向いての露出効果ということだけではないものを指しております。

ですから、そうしたぐらい郡上市は川というものに対しての思いが強いんだということが大事じゃないかなと思っています。

前段も申し上げました、こうしたごみをゼロにしていこう、河川のごみをゼロにしていこうとか、環境を守ろうとか、そして、水をいっぱい飲んでもらって、外に向かっていろんなことを発信していく、これというものは、本当に移住施策の、私、裏メニューだと思っているんです。本当の裏メニュー、これも一つの裏メニューなんです。郡上を輝かす、魅力を持たす、そういう魅力に向かって、人達は集まってくる。だから、ちょっと移住施策の話をしていますけども、そんなようなことにもつながる裏メニューだと、こいつを育てていくことが、これ、ソフト、ハードも含めてできることだということを思っての提案ですので、たとえ１人の課長であれいいんですが、もちろん対策監でも結構です。そうした位置づけというものが組織に欲しいなということを申し上げて、この質問を終わります。

最後の質問に移ります。スキー、スノーボードの保険についてということを申し上げます。

ことしもいよいよシーズンが始まりまして、多数のスキー場がオープンしております。スノーボード、スキーヤーの方々がたくさん来ていただくことを望むわけでございますけれども、そこで、やはり前々からですけれども、問題になっておりますのが、スキー、スノーボーダーの傷害、また賠償にかかわるこうした案件というものが後を絶たないと思っております。

昨年ですか、大体郡上の警察署から出動されて、その実況見分と申しますか、事故のそうした調書をとられに行った回数は約30回前後ということを聞いておりまして、大変御足労をおかけをしておると思っております。

そうした中、スキー場での事故等は、もちろん当て逃げもございますし、そして、当たった場合の示談、どちらが悪いんでしょうかという場合があります。あと、もちろん子どもをそりに連れていって、そりが滑っていってお客さんのリフト待ちの席に突っ込んだとか、例えばいろんなことがあるわけでございます。

郡上市の中でのアウトドアでこうした傷害または賠償といった事故が起こり得る確率のスポーツというものはスキー、スノボーが一番でもちろんあります。鮎釣りとかゴルフとかでは、傷害とかそういうことはまずないと思いますし、ラフティングもない、登山もないということを思いまして、そして、郡上へお越しになるお客様というものは、スキーに来るお客様は、本当に、郡上市へ来てくださる大切なお客様だということを再認識する中、楽しい思い出をつくっていっていただきたいわけでございます。

そうしたところで、やはり、このスキー、スノーボーダーが入る保険というものに、皆さんに入っていただけるような仕組みをとるというのも行政にも一端の責任があるのではないでしょうか。私はそう考えますね。

今現在、全国で傷害保険に入られているスキー、スノーボーダーというのは、その白書によりますと31.2%、傷害賠償の任意保険に入られる方は19.7%みえる。なかなか少ないようだと私は思っ

ております。

いざ、一旦事故が起きますと、それが示談に持ち込まれる場合、そして示談でもできない場合、両方が弁護士を立てられて争う場合ということもございます。

私も、実際に経験して頼まれたこともございますが、私の後輩のスキー部の生徒が待っているところへ、リフト待ちに突っ込んで骨折された方が電気屋さんの社長か何かで、結局、弁護士立ててやり合ったところ、600万円ほど休業保障を含めた賠償を払ったということがございます。

いざ、そんなことになりますと、本当に、非常につらい思いしますし、もう一点、郡上市は、今、インバウンド政策をされていますね。インバウンド政策をされて外国人がスキーにみえます。もし、そこでの傷害の事件があった場合、そのスキーヤー、そのスキーボーダーは海外に帰っていかれますね。そこで、今度の示談となると非常に難しいわけでございます。

ですから、そこに、こうした任意の保険に入っておれば、その保険に頼って、その事故が簡易といいますか、ある程度スムーズにその事故処理が終わったり、示談が成立する場合が多いということを思います。

ですから、これ、私、八幡署の警備課長さんともこのことをお話しして、何とかこういうことを解消できないなかといった中から、こうした問題点が浮かび上がって、質問させていただいております。

郡上が何をするかといいましたら、やはりスキー場はスキー場で進めてもらうことが大事ですね。ウイングヒルズ等は、昨年、300円等でそうした保険がスマホのアプリで入れるような仕組みをつくっておられました。

あと、ダイナランドのスキー場のほうは、リフト券売り場とかに、スキー場の傷害とか賠償責任保険に入ってくださいと、２期500円ね、入ってくださいというような啓発ポスターは貼っていた。

でも、実際、そのスキー場で取り扱っていない。実際は、お客さん同士の責任であるということを申しております。一切責任はございませんという形ですね、スキー場は。

ですから、郡上市ができることは何かといいますと、観光連盟、各単会の観光協会とかにそうしたことをＰＲする、啓発する、そうしたポスターとかですね、そうしたことを促すための経費に補助制度をつくっていただく。これぐらいのことがまず第一歩かなということを思っております。

この案に関しまして、どのようにお考えか所見を伺いたいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　商工観光部長　遠藤正史君。

**○商工観光部長（遠藤正史君）**　では、お答えいたします。

全国スキー安全対策協議会では、全国の47スキー場を対象に傷害調査を行っておりますけれども、昨シーズンにおきましては、3,647件の受傷者があり、そのうち死亡が５件でございました。

市内のスキー場におきましては、今ほど議員さんのほうからも説明がございましたけれども、ス

キー場自体は全て自賠責保険のほうに入っておりますけれども、来場者のスキー、スノーボーダー等が任意で個人で入るということを案内をされているところは３つございまして、御説明のとおり、ＬＩＮＥを使ったり、あるいはスマートフォンでその場で１ＤＡＹ保険（ワンデイ保険）って入れるような仕組みを設けておるようです。

また、１つのスキー場につきましては、シーズン券にそういった保険のほうを付加しておるというふうに聞いています。

また、郡上警察署におきましても、事故等で対応した件数につきましては、平成29年シーズンで30件、昨年のシーズンで29件ということで、直接現場での対応や、後から電話などで対応するところが多々あるというふうにお伺いをしております。

議員御指摘のとおり、今後、外国人のウインタースポーツへの利用者がふえていくということは当然思っておりますし、そんな間で日本人とのトラブルが起こらないような対策も必要であるということは重要だと思っております。

安全安心にウインタースポーツを楽しい思い出として帰ってもらえるには、今、郡上市におきましては、郡上市スキー安全対策協議会のほうが設けられておりまして、いろいろな対策検討がされております。

そういった中で、昨シーズンから、傷害保険加入啓発ポスターのほうは、そちらのほうで自主的に作られまして、各スキー場のほうに配布して、そういった任意保険のほうの加入促進については、今、取り組みをされているところであります。

今年度につきましては、インバウンド向けということで、外国人の方にも呼びかけるようなデザインでやっていきたいということでお話は伺っておるところであります。

どちらにいたしましても、郡上市としましては、スキー場を含めまして、インバウンドについては、観光連盟のほうと連携を図りながら、外国人受け入れについては今後も検討し、進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

（５番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　山川直保君。

**○５番（山川直保君）**　今の答弁で、安全協議会がやってみえるということと、あと、本市は観光連盟ともしっかりと検討しながらやっていくということですけども、これは、しっかりと具体化して、しっかりとこれは、幾銭の予算でも結構ですから、しっかりとやっておるという姿勢を今シーズンからでも見せていただきたいということを思っています。

それこそ、郡上観光といいますか、スキー、ボードにみえる方へのそうしたお迎えする、そうした精神につながっていくんじゃないかなと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（兼山悌孝君）**　以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

---

## ◇ 上 田 謙 市 君

**○議長（兼山悌孝君）**　続きまして、13番　上田謙市君の質問を許可いたします。

13番　上田謙市君。

**○１３番（上田謙市君）**　議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、多文化共生のまちづくりについてということと、八幡町中心市街地における交通システムの整備についてお尋ねをいたします。

まず初めに、多文化共生のまちづくりについてということでありますが、その前に、郡上市の外国人住民といわれる方々がどのような数字であるかということをお尋ねしたいと思います。郡上市の外国人住民の国籍別と在留資格別の人口推移及び変化の特徴についてであります。

第２次郡上市総合計画前期基本計画の目標の中に、ここにその冊子がありますけれども、「みんなで考え、みんなでつくる郡上」という第２次郡上市総合計画があります。

この目標の中に、市民と行政が協働してつくるまちがあり、誰もが尊重される地域社会を形成するため、多文化共生の地域社会を構築していくということが計画の中に明記をされております。

多文化共生ということは、この計画書の中の用語の説明にもありますけれども、国籍や民族などが異なる人々がお互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として、ともに生きていくということが、この多文化共生の用語の説明となっております。

昨年12月に、出入国管理法及び難民認定法が改正をされ、我が国の方針が就労目的の外国人労働者の受け入れを拡大させるという方向に示されたことから、外国人技能実習生などの移住者が今後、今もそうだと思いますが、郡上市に多くなるというふうに予想がされます。

そこで、郡上市の人口の中で、外国人住民といわれる人がどのくらいおみえになるのか、現状をお聞きをいたします。郡上市の外国人住民の国籍別と在留資格別の人口数、そして、近年のその推移、また、近年におけるそうした中での変化の特徴というものがあれば、どのようであるか。あわせて、幼稚園・保育園の園児、小中学校の児童生徒数はどのようであるか、お尋ねをいたします。

**○議長（兼山悌孝君）**　上田謙市君の質問に答弁を求めます。

市長公室長　日置美晴君。

**○市長公室長（日置美晴君）**　お答えを申し上げます。

住民基本台帳によります在留外国人の方の人数につきましては、本年12月２日現在で522人となります。ここ数年の同時期の状況としましては、平成30年は457人、平成29年は424人、平成28年は409人、平成27年は401人でございます。このように年々増加傾向にございます。

人口に占める割合としましては１％でございます。また、国籍別としましては、中国、ベトナム、フィリピンの順に多く、傾向としましては、ベトナムの方が増加しております。平成27年に比べて約2.8倍となっている状況でございます。

また、在留資格につきましては、出入国在留管理庁において29種に分類されており、郡上市には19種の在留資格の方がおみえになります。その内訳としましては、技能実習生、永住者、その永住者または日本人の配偶者、技術人文知識国際業務――国際業務というのは英会話学校の語学教室であるとか通訳ですが――この順に多く、傾向としましては、技能実習生は平成27年と比べ約1.6倍に増加し、技術人文知識国際業務の方についても同様に、平成27年と比べ約２倍の状況となっております。

次に、外国人の就学前の幼児数でございますが、住民基本台帳では、本年12月の時点で14人でございます。過去においては、平成30年も14人、平成29年も14人、平成28年は12人、平成27年は14人といった状況でございます。

なお、幼稚園・保育園の就園の状況につきましては、就園が義務づけられていないことなどもございまして、数値としてはお示しすることはできませんが、１つの支援事例としましては、こういった就園児の母国語でしか話せない園児に対しましても、当該の言語が話せる人員を配置するなどの支援は行っているところでございます。

最後に、今年度の市内小中学校における外国人児童生徒の総数についてですが、小学校10人、中学校３人の計13人でございます。国籍は中国とフィリピンの子どもたちとなっています。過去の状況ですが、平成30年は、小学校８人、中学校１人の９人、平成29年は、小学校９人、中学校２人の11人、平成28年は、小学校10人、中学校３人の計13人、平成27年は、小学校９人、中学校６人の計15人でございまして、いずれも国籍は中国とフィリピンの子どもたちでございます。

なお、語学支援の必要な児童生徒につきましては、平成28年度以降は１人から３人の児童のみの状況でございまして、支援による語学力の向上が図られていると推察されます。

以上でございます。

（13番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　上田謙市君。

**○１３番（上田謙市君）**　詳細にわたって御答弁いただき、ありがとうございました。

要約いたしますと、近年はベトナムからの技能実習生の方がふえているということでありますし、次の質問で、日本語教育はどのようになっているかというようなことをお尋ねしようとしておるわけですけれども、小中学校の児童生徒については、十何人で推移しておるが、学校でそうした日本語習得の教育は受けているというようなことで安心をいたしました。

次の、外国人住民の方への日本語学習など、生活支援の現状と課題についてお尋ねをいたします。

先ほど示しました前期総合計画の多文化共生を推進するという施策では、外国人の市民の皆さんが地域に溶け込み、日本人とともに暮らし続けられるような交流機会の充実、多言語による生活情報の提供や日本語教室の開催などの生活支援を図るとともに、お互いに文化的な違いを認め合う地域社会を構築する、そうしていくということが明記をされております。

外国人住民の皆さんの文化や、私たちとの習慣の違いを克服し、地域社会の1人として生活をしていっていただくためには、日常の会話が日本語でできるということが最も大事なことでないかというふうに思います。

ことし６月、日本語教育の推進に関する法律が制定をされ、地方公共団体においては、その地域の状況に応じた日本語教育を推進するための施策を策定し、実施する責務を有することになったと聞いております。

そこでお尋ねをいたします。郡上市における外国人住民の皆さんへの日本語学習を初め、地域コミュニティーの中で、その人々が日常生活を営むための支援の現状と課題はどのようであるか、お尋ねをいたします。

**○議長（兼山悌孝君）**　市長公室長　日置美晴君。

**○市長公室長（日置美晴君）**　在留外国人の皆さんに対しましては、言葉や習慣、文化などの違いによる生活上の不便さの解消、または、災害時の避難周知など、郡上市で安心して暮らしてもらえるよう、さまざまな支援が必要であると考えております。

現在、市といたしましては、次のような各分野にわたる取り組みをしておるところでございます。それを申し上げますと、一つは、多言語による郡上市生活ガイドの配布でありますとか、コミュニケーション向上に向けた翻訳機の配置、また、市のホームページの多言語化の対応、児童生徒への語学支援、非常時の外国語での広報活動、岐阜県国際交流センターが行っております災害情報の多言語自動発信システムの活用、母子健康手帳の外国語版の配布、そして、入管法改正に関する説明会の実施などを行っているところでございます。

また、国際交流の推進や多文化共生に向けました八幡町と白鳥町の両国際交流団体の皆さんによる各種活動につきましても、若干の支援は行わさせていただいております。両団体におけるホームステイや交流事業のほか、英会話教室や日本語教室なども開催されておりまして、言葉の壁を取り除くコミュニケーションアプリに向けた事業にも力を入れていただいておりますが、特に、在留外国人が増加傾向にある現状におきましては、日本語教室などは非常に有益であると考えております。昨年12人であった受講生ですが、ことしは倍以上の30人を超えるという状況になっておりまして、その８割は、やはり技能実習生の方だったということでございます。

次に、課題でございますが、昨年12月の出入国管理法及び難民認定法の改正によりまして、市内の事業所でも多くの技能実習生を雇用しておみえです。

本来、母国における事前の日本語研修が前提となっているということでございますが、実際には、日本語の会話が十分でない場合も多くございまして、このようなことから日本語教室の需要が高まってきているのではないかと思っています。

こういった状況にありまして、国際交流団体の両団体の皆さんには、ボランティア活動としてはちょっと負担が大きくなってきているんではないかということは承知しておるところでございますが、市といたしましては、この日本語教室に職員も参加するなど、今、一定の支援は行わさせていただいておりますが、増加する在留外国人の需要に対応していくためには、日本語指導者の養成が必要だというふうに考えまして、新規に日本語ボランティアの養成講座というのを来年度計画をさせていただこうと思っておりますので、そういった機会には、ぜひ市内の事業者の皆さんも参加と、その後の活用もいただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

（13番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　上田謙市君。

**○１３番（上田謙市君）**　ふえつつある外国からの移住の方に、いろいろな方面から生活しやすいような支援をしていただいておるというようなことは認識をいたしました。

ただ、一番困ってみえるのが、私たちと会話をする日本語のこの習得度というか、そういうことではないかというふうには思っております。

今、市長公室長が答弁の中で話されましたように、そうした面についても、郡上市内の友好協会あるいは交流協会等々が行政の支援をいただきながらそうした教室を開き、あるいは、行事を開催しておってもらうわけですけれども、私が思うには、これまでのような国際貢献というような、ちょっときつい言い方でありますが、美名のもとに、そういう人たちの善意というか、その人たちのボランティアに頼っておれる時期は過ぎたんじゃないかと。

今、室長が答弁されましたように、来年度からそうした面でも行政が乗り出すということを言っていただいて心強く思いましたけれども、この外国人住民の方が日本で生きていくための日本語を習得するということは本当に大事なことでありますので、どうか公的な学習機会を保障するような方策が必要になるというふうに思います。どうか自治体、行政の積極的な関与をこれからお願いしたいということでございます。

そういうことも含めて、最後のこれに関連する質問として、市長にお尋ねをいたします。多文化共生のまちづくりを実現するための今後の取り組みということであります。

日本の生産者人口の減少が急速に進行する中で、外国人のさらなる増加と定住化が着実に進んでいくと言われております。そうした中で、郡上市でもそうした状況になることは当然予想をされます。なぜならば、先ほど触れましたけれども、出入国管理法及び難民認定法が改正をされて、日本の方針というのは、今年度から５年間で最大約35万人を受け入れていくという方針のようでありま

す。

そうしますと、当然、郡上市へも今のような技能実習生で働きに来てくださる、特にベトナムからの若い方がふえてくるというようなことを思います。今後も、そうしたことを考えると、一過性ではなく継続して多文化共生のまちづくりということを考えていかなければならないんだというふうに思っております。

そうした将来を見据え、外国人住民の皆さんと日本人が協働、お互いに協力し合って働く協働のコミュニティーを形成していけるように、多文化共生のまちづくりを実現することが期待されているというふうに考えるわけですけれども、日置市長はそのための郡上市としての今後の取り組みをどのようにお考えであるのか、お尋ねをいたします。

**○議長（兼山悌孝君）**　市長　日置敏明君。

**○市長（日置敏明君）**　お答えをいたします。

今までいろいろな御質問があり、また、現在の郡上市における外国人の皆さんの状況等、室長が答弁をいたしました。これからますます、まだまだ郡上市の場合は人口の１％程度ですけれども、その比重が高くなってくるということは予想をされます。そういう中で、多文化共生のまちづくりというのは非常に大切になってくるというふうに思います。

郷に入れば郷に従えという言葉がございますが、この言葉は異郷の地に暮らす側の一つの生活の知恵としては、それはそれで、また、しっかりそういうことも心得なければいけないということだろうと思いますが、向かえる側にとって、それを押しつけるという言葉であってはいけないというふうに思います。

多文化共生というのは、その根本に、自分たちの標準とするものが世界の標準であるとは限らないと、文化にしても生活習慣にしてもそうですが、これが標準であって、他の、その他の違うものは、あれは間違いなのだというような固い心ではいけないので、我々はたまたまこうしているけれども、よそからいらっしゃった方の一つの文化なり何なりというのは、あれも一つのあり方だなというような理解ということが出発点にならなければいけないというふうに思っています。

そういう中で、外国からお出でいただいた方々は、いわゆる言葉の問題、住むところ、交通、あるいは、病気になったとき、災害に遭ったときの、どうしたらいいかというようなことから、あるいは、労働条件とかさまざまな問題を抱えておられると思います。

そういうものの中で、郡上市が外国から来られた方を適切に受け入れて共生をしていくと、そのことが、恐らくまた、外国から来られた方にとっても、我々は郡上へ行ってきたけれども郡上はいいところだよという形で、また、ふさわしいといいますか、そういう郡上の産業のためにも助けになってくださるような方が、郡上なら行ってみたいという形で来てくださるという、その基盤づくりになると思いますので、今までお話がございましたようなことを、今まで、たまたま比率も非常

に少のうございましたし、そういう中で、多文化共生ということはうたってきておりますが、必ずしも施策が万全に充実はしていなかったかなとも思います。

これまでもいろんなことを努力はしてまいりましたが、特に、今お話のありました言葉の問題等々、あるいは、いろんな交流ということを、単に国際交流の皆様だけにお任せするのでなくて、しっかり、市のほうも、市としての立場で、また、連携をしていきたいというふうに思っています。

言葉の教室とかいろんな問題も、確かに調べてみますと、市が直営でやっているというやり方もありましょうし、国際交流団体等を通じてできる、市としてのまた役割分担をしていくといういき方もあると思いますので、しっかり関係の皆さんとも話し合って、郡上市がそうした多文化共生のまちとして胸を張れるように努めていきたいというふうに思います。

（13番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　上田謙市君。

**○１３番（上田謙市君）**　今、市長が御答弁でお話をいただいたように、外国人住民といわれる方に対して、日本語学習の支援ということはもちろんのことでありますけれども、その子弟に対しては、学校での教育支援ということもありますし、就労のための環境整備、生活相談、そこの地区で生活をしていくとなると、地区会の活動にも参加をしていただかないかんというようなこと、さらには、災害時の対応で外国人の住民の方はどうするんだというようなこともあろうと思います。

そうしたことを、ともに互いの文化の違いを認め合いながら、対等な関係を築き、ともに地域で暮らして多文化共生の地域づくりに向けた取り組みというのは大事なことだというふうに思います。

一つ、私は、今回このことを取り上げたのは、日置市長の施政方針をずっと振り返らせてもらう中で、就任された当初から多文化共生というこの言葉は出てまいりますが、今のように、特に技能実習生がふえる中で、一つ一つの施策の中で深掘りといいますか、それが伴ってきとるかなと思うと、多文化共生のまちづくりというのがややもするとひとり歩きしているような、そんな感が受けていたもんですから、今回取り上げさせてもらいました。

そこで、先ほどから示す、この郡上市総合計画ですが、前期が終わって後期に入ろうとしているわけですけれども、この後期総合計画の中に、この多文化共生のまちづくりということをもう少し色濃く、郡上市としてどうするんだというようなことを盛り込んでいただきたいなというような思いを持つわけでありますが、再質問で恐縮ですけれども、そのあたりの後期総合計画の中へのしっかりした位置づけということについてはどうでしょう。

**○議長（兼山悌孝君）**　市長　日置敏明君。

**○市長（日置敏明君）**　先ほども御答弁申し上げましたように、そうした課題の重要性というものは高まってきているわけでございますので、前期計画でやや淡泊な記述やら取り組みというようなところについては、十分内容を充実させてまいりたいというふうに思います。

（13番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　上田謙市君。

**○１３番（上田謙市君）**　よろしくお願いをいたします。

次に、八幡町中心市街地における交通システムの整備についてお尋ねをいたします。

近年の八幡町中心市街地は、御存知のように、観光客の増加に伴いまして、車両と歩行者が混在し、危険な交通状況が多く見受けられるわけであります。そうした状況を改善するための方策として、これはそのときの配布されたチラシですけれども、先ほども答弁の中にあったようですが、交通社会実験というのが、11月の上旬に、八幡町中心市街地において実施をされました。それは一方通行化などの対策が施された交通社会実験でありまして、実施がされた直後でありますので、今、その結果と成果がどのようであったかということを問うのはちょっと、まだまだ時期尚早かなとは思いますけれども、現時点で報告できることがあればお尋ねをいたしたいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　建設部長　尾藤康春君。

**○建設部長（尾藤康春君）**　それでは、交通社会実験の状況ということで御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず初めに、この交通社会実験、八幡町の市街地で行ったというところにつきましては、近年、その八幡町の市街地、年々観光客が増加しているというような状況の中で、観光の車両がこの市街地の中の幅員の狭い市街地を流入すること、また、そうした中を観光客の方々が歩いてみえたり、そういう中で、特にピーク時になりますと、やはり激しい交通混雑が発生しましたり、歩行者と車両が錯綜するような危険な状況も見受けられるという中で、今後のこの八幡町の市街地の中、どういうふうな交通体系がいいのかというようなことも目的としまして、交通混雑の対策の検討ということを目的に実施をさせていただきました。

これ、進めるに当たりましては、郡上八幡の市街地交通対策協議会というものを立ち上げました。それは、道路の管理者であるとか公安関係であるとか、そうした関係機関の集まりである協議会、また、地元の住民の方々を中心といたしました住民検討会というものと２つの検討会議を立ち上げまして、交通社会実験として６つのメニューを決定いたしまして、11月１日の金曜日から11月10日の日曜日までの10日間にわたって交通社会実験を実施しました。

その具体的な内容としましては、1つ目としまして、幅員の狭い道路等における交通規制の実施ということで、市街地の中心部、新橋から宮ヶ瀬橋北町区間、宮ヶ瀬橋の区間、それから乙姫川沿いの区間における一方通行化、それから、国道156号尾崎交差点における国道からの車両の進入禁止、２つ目としましては、郡上八幡のインターチェンジ、国道156号への出口のところになりますけども、右折を促す誘導表示の設置、それから、３つ目としまして、愛宕の駐車場への案内誘導看板の設置、４つ目としまして、臨時駐車場として、郡上総合庁舎の駐車場を臨時駐車場として開設

をいたしまして、その駐車場から中心の市街地へのシャトルバスの運行によるパークアンドライドの実施でございます。

あと、５つ目が、まち歩きマップの配布ということで、市内の少し離れた駐車場からでも、じっくり町なかを見ながらまち歩きができるような、そうしたマップの配布をしました。

それから、６つ目には、新町通り等における歩行者天国の実施と、これは３日の日曜日のみに実施をいたしておりますが。こうした６点の具体的な内容について、10日間実施をしたところでございます。

交通社会実験の間は、交通規制区間の間では事故もなく、交通社会実験のメニューに対する直接の苦情、そうしたものも住民の皆さん、また観光客の方からもほとんどございませんでした。

住民の皆さんの本当に御協力いただきまして、実験自体は無事に実施することができました。この社会実験中は、この検証のために、住民向けのアンケートでありましたり、それから来訪者へのアンケート、それから交通量の調査、駐車場の利用状況の調査、駐車場の利用者向けのアンケート、こうしたものを、また、それらを、その状況をビデオ撮影もしております。

現在、その取りまとめを行っている最中でございまして、まだ、具体的にこういう結果が出ましたというようなことをお示しすることがちょっとできなく大変申しわけないんですけども、そうした取りまとめができましたら、また、先ほど申し上げたような、この八幡市街地の交通対策協議会や住民検討会を開催させていただきまして、この実験の効果、また、今後の課題について検証を行いながら、今後の八幡市街地における交通対策の計画を具体的に決めていきたいというふうに考えております。

ちなみに、例えば、臨時駐車場を郡上総合庁舎に設けたんですけども、総合庁舎の場合は、一番利用が多かったのが11月３日の日曜日、これは八幡でふるさとまつりが開始された日ですけども、このときは、特に、町なかも歩行者天国になったということもございますが、総合庁舎の駐車場は延べで103台の利用がありまして、最も駐車の台数の多い時間帯としては、午後２時ごろ現在で79台が利用していました。そこから、パークアンドライドでシャトルバスを御利用されて中心の市街地へ行ってみえたというようなことで、そこの利用された観光客の方々も大変便利やというようなお話もあったというふうに伺っておりますが、また、詳細な結果につきましては、現在集計中ということで余り詳細なことをお話できませんが、また、今後の交通対策について生かしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（13番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　上田謙市君。

**○１３番（上田謙市君）**　今回の八幡町中心市街地における交通社会実験の実施については、この郡上市八幡都市計画マスタープランのこのプランの中に位置づけられておる実証実験であって、私も

市街地の住民の方から、どうしてこんなことをするんやというような声は聞きましたけれども、特に大きな苦情はなかったということで安心しておりますが、これ、かねてからの計画に基づいて進めておるというようなことで、市民の皆さん、特に八幡の市街地の皆さんには御理解をいただきたいというふうに思います。

そして、なぜ、そのようなことを実証実験するのかというと、このマスタープランにも表記してあるように、歩行者と自動車の共存システムに向けた、今後の取り組みのための実験であったということだというふうに理解をいたしております。

このマスタープランの中には、環境にやさしく生活しやすい都市の形成を図るために、歩行者と自動車が共存する交通環境づくりを目指すということで、今後の八幡町市街地においては、観光車両などの流入を抑制しながら、自動車と歩行者が道路空間を共有するという、このシステムの整備方針に従って進められるということでありますが、そのためには、今回のこの実証実験の結果と成果が役に立つんだというふうに思っております。

午前中も通学路の事故防止に対する一般質問がありましたけれども、ちょうど、先般の市長と語ろう会、市長と語ろうふれあい懇談会の八幡地域の会場でも、この実証実験の行われた尾崎地区の地区長さんが、道幅の狭い尾崎の川沿いの道路を、自動車と通学をする子どもの共存とはいえ大変危険な状況があるんで、ひとつ改善をしてほしいというような要望もありましたけれども、そうしたことも、そうした悩みも、こうした実証実験の中で解決のめどがついていくんかなというようなことを思っております。

そこで、今言いました八幡市街地の交通体系については、歩行者と自動車の共存システムに向けた今後の取り組みということでありますが、その整備方針の実現に向けた取り組みの具体的なことについて、担当部長にお尋ねをいたします。

**○議長（兼山悌孝君）**　建設部長　尾藤康春君。

**○建設部長（尾藤康春君）**　それでは、今、上田議員申されたとおり、八幡の都市計画マスタープランにおきましては、八幡町の中心の市街地における交通システムの整備方針としまして、特に観光シーズン、観光車両などの流入を抑制しながら、自動車と歩行者が道路空間を共有するシステムの導入、そういったシステムの導入を検討するということになってございます。

今年度においては、この郡上八幡市街地交通対策協議会、また、住民検討会において、先ほど御説明させていただきました交通社会実験の結果に基づいて、効果、課題を検証し、必要な改善点、そうしたものの検討を行う予定でございます。

今の実験がもうそのまま規制の実施になるとか、そういうふうなことまでは、まだ、ちょっと時期尚早かなという部分がございますので、そこらあたりはじっくり、皆さんと相談をしていかんならんなというふうに思います。

また、課題が見つかった場合には、必要に応じて、そうした課題の改善をしながら、無理のない範囲でまた社会実験を再度行うとか、そうしたことを繰り返しながらシステム導入に対する住民の方々の合意形成につなげていく予定でございます。

今回は、交通社会実験として各種メニューを実施しましたけども、今後また本格的にそうしたことを実施いたしますには、市民の方のそうした合意形成、そうしたのが最も大事な条件というふうに思ってまいりますので、丁寧な説明とともに、十分な御理解いただきながら、段階的に実施していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（13番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　上田謙市君。

**○１３番（上田謙市君）**　部長が御答弁されましたように、今後のこの八幡町中心市街地の交通システムについては、歩行者と自動車の共存システムの導入、計画が立てられるんだと思いますけれども、そうしたことに向かっての取り組みであるということ、そして、しかし、その中で、社会実験等による効果、課題の検証をしながら、一方通行などを含めた段階的な共存システム導入に対しては、そこに住んでいる地区の住民の皆さんの合意形成を図っていくということが大事だという御答弁であったというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、この八幡の都市計画マスタープランでは、八幡中心市街地の交通システムが今、質問させてもらったことばかりでなく、最初の質問の答弁にもありましたけれども、駐車場の確保ということも大事なことであるというふうに明記されております。市街地内での必要となる駐車台数は、駐車場は600台必要であるが公共駐車場は500台を確保する目標であると。

ただ、そのことも今回の実証実験によって、その数字そのものがマックスで必要なのかどうかというようなことも検証実験の結果で少しは明らかになるのかなというようなことも思っておりますし、もう一点は、公共交通体系の見直しと改善というようなこともこのマスタープランにありますけれども、もう少し具体的に言うと、高速バス活用の利便性の向上であるとか、このことについても高速バスのバス停の階段等々の整備もしていただきましたし、もう一点の、先ほど一般質問にもありましたけれども、この長良川鉄道の利用促進というようなことも八幡市街地の交通緩和の一つの切り札というようなことかもしれません。そうしたことでは、長良川鉄道の駅舎等々の整備もしていただいたというようなことで、その全てが、この都市計画整備事業の計画に従って行っていただいておるわけですけれども、おかげさまで八幡市街地においては、この計画が今年度で終了するというようなことになりました。

どうか、今後も八幡町市街地、本当に大きな投資をしていただいて、これからが力を合わせながら有効な手だてのために進むというようなことでございますけれども、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上をもちまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。本当に誠意ある御答弁をいただきましてありがとうございました。

**○議長（兼山悌孝君）**　以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時30分とします。

（午後　２時２１分）

---

**○議長（兼山悌孝君）**　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後　２時３０分）

---

## ◇ 武　藤　忠　樹　君

**○議長（兼山悌孝君）**　14番　武藤忠樹君の質問を許可いたします。

14番　武藤忠樹君。

**○１４番（武藤忠樹君）**　議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をしてまいります。今回は大きく２点について質問してまいります。

最初に、防災についてであります。

最初は昨年の10月13日に予定をされておりました郡上市防災シンポジウムがどうなるのかという質問をしようと思ったところで、来年２月８日土曜日に行われるということのチラシをいただきましたので、この10月に行われる、台風シーズンといったらおかしいですけども、そのころに行われるこの防災シンポジウムと、今度２月８日に行われます防災シンポジウムについて、どのような違いがあるのか、考えられてみえるのか。また、この内容を見ますと一部の講演会、二部のパネルディスカッション、棚瀬郡上土木事務所長さんのコーディネーターによるパネルディスカッションがあるわけですが、そのほかにも確か１階のほうではいろんな写真を展示するような話も聞いておりますけれども、どんなことを考えてみえるのか、２月に行われる防災シンポジウムについて質問をさせていただきます。

**○議長（兼山悌孝君）**　武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

総務部長　乾松幸君。

**○総務部長（乾　松幸君）**　お答えさせていただきます。

今しがた武藤議員のほうからございました、ことしの10月に開催を予定しておりました郡上市防災博につきましては台風19号の影響を考慮いたしまして中止とさせていただきました。それで、年が明けます令和２年２月８日土曜日の午後１時から郡上市防災シンポジウムとして開催をさせていただくというものでございます。

内容につきましては、第一部として一般社団法人全国治水砂防協会の大野宏之理事長から「土砂

災害とその対策」と題します講演会を、第二部は郡上土木事務所長の棚瀬氏をコーディネーターとして自治会連合会長や消防団長などの方によるパネルディスカッションを予定しております。また、ロビ―においては岐阜県がことし２月に公表をしました県下内陸直下型地震や南海トラフ地震のそういった地震被害想定のパネル展示、こういったものも計画しておりますし、砂防広報センターにより作成された土砂動態というＤＶＤがございます。これは全国で発生した実際の土石流でありますとか地すべり、がけ崩れ、鉄砲水など、そういったものの映像を見ていただくようにしたいというふうに考えております。

ただし、中止といたしました10月13日につきましては、屋外で初期消火訓練であるとか消防車両などの展示なども計画しておりましたが、２月ということで季節柄、天候のこともありますので屋外のイベントは行わないようにさせていただきました。講演とパネルディスカッションがメインとなりますけども、講師であられる大野氏は国土交通省におきまして水管理国土保全局の砂防部長など砂防行政の要職に歴任されるとともに、近年多発する災害対策などもかかわっておられ、現在も全国治水砂防協会の理事長として災害の調査研究をされておられます。土砂災害と砂防技術についての事例を、写真を交えてわかりやすく御説明いただけることになっておりますので、専門家の方の貴重な御講演を市民の皆さんにもお聞きしていただきたいというふうに思っています。

また、パネルディスカッションにつきましても、県の郡上土木事務所長として防災対応の第一線で活躍をされております棚瀬氏をコーディネーターとして自助・共助の要となる自治会であるとか消防団、また女性防火クラブの各種団体によるこれまでの取り組みの報告や、また災害に強いまちづくりに向けた今後の取り組みについてのディスカッションであるため、大変有意義なイベントになるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（14番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　武藤忠樹君。

**○１４番（武藤忠樹君）**　御答弁ありがとうございました。

ただ１点心配なんです。10月に行われるやつが今度は２月という冬に行われるわけですから、会場が文化センターの文化ホールということです。かなり広い場所ですので、集客といったらおかしいですけども、かなりの大勢の方に御参加いただかないと文化センターとしては箱物が大きいですので、その辺は１点心配しますので、ぜひとも皆さんにしっかり周知していただくようにお願いしたいと思います。

続きまして、もう１点、この防災についてでありますが、各地区、また学校、企業等の防災訓練がどのような形で行われているのか。今年度、市では防災備品をかなり整備されておりますけれども、そういった備品の有事のときに使用することができるといったようにするためにも日ごろからの訓練を通じて操作に習熟していくことが必要であると思いますが、市内各小中学校、各企業、そ

の他いろんな団体での災害全般に対する防災訓練がどのような形で行われているのか、実態があれば教えていただきたいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　総務部長　乾松幸君。

**○総務部長（乾　松幸君）**　お答えさせていただきます。

まず、各地区等の防災訓練ということにもなりますけども、まず非常食のつくり方でありますとか、それから防災機材、例えばポータブルトイレや段ボールベッド、また市が整備した備品の災害時の使用にあっては避難所の運営を担っていただく自主防災組織の皆さんに使用方法などをきちんと理解していただくことが重要だとは思っています。

防災備品につきましては、使用方法の説明書きなどが附属していますので、特段に難しいということはございませんが、毎年実施しております大規模現地訓練におきまして、例年行っている非常食のアルファ米の調理に加えて、今後は段ボールベッドの組み立て訓練などそういったものは実施していきたいというふうに思っています。

各地区等の防災訓練でございますけれども、これは毎年９月１日の防災の日、またはその前後の日に自主防災組織が中心となって計画し、住民の方とともに訓練を行っていただいております。ことしは、対象となる213団体中187の団体で１万730人の参加により実施されております。その内容につきましては、さまざまでございますが、多くは消火栓を活用した初期消火訓練であるとか、ＡＥＤ講習、また安否確認、防災士による講話、炊き出し訓練など地域の実情に応じて行っていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

学校や企業の防災訓練につきましては、それぞれ教育次長、消防長からお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（兼山悌孝君）**　教育次長　佃良之君。

**○教育次長（佃　良之君）**　それでは、私からは小中学校の防災訓練の状況について御説明をさせていただきたいと思います。

小中学校におきましては、郡上市立小中学校管理規則において毎年度初め、学校の防火、防災の計画を作成し、教育委員会へ報告することが定められております。そして、その計画に従って定期的に消火ですとか通報及び避難の訓練を行うことが義務づけられております。各校では年３回以上の命を守る訓練を実施しております。

訓練の回数や実施時期については、学校によりさまざまでありますけども、訓練内容につきましては学校の実情に合わせまして火災、地震、土砂災害、浸水などからの避難、あるいは救急救命といったものとなっております。

また、Ｊアラートの緊急地震速報の訓練放送に合わせて実施する低く安全な姿勢をとる訓練でありますシェイクアウト訓練ですとか、不審者対応訓練、そして保護者への引き渡し訓練などを実施

している学校もあります。

こうした訓練を通じまして、命の大切さについての指導とともに有事の際の避難経路や避難場所の確認も行っております。

また、学校の外での訓練ということでありますが、毎年実施されます市の総合防災訓練の大規模現地訓練、今年度は大和のほうで行われましたが、その開催地の小中学校の児童生徒もこの訓練に参加しまして、さまざまな訓練を体験したり、防災関係機関の訓練状況を見学するなど早期のうちから防災の重要性に触れるための機会を設けております。

それと特色ある取り組みを少し御紹介させていただきたいと思いますが、明宝地区では平成28年度に振興事務所と公民館が主体となって明宝サマー防災キャンプを実施されました。これは避難所の設営体験や防災備蓄庫の見学、夜間時の避難訓練、消防体験等を主な内容としましたが、このことによりまして子どもたちの体験活動の推進にも役立ったものと考えております。こういう取り組みは他の地域にも広めていけたらなと思います。

あと、以上のような取り組みとは別に、防災訓練ということではありませんけれども、今年度、市内小学校の教諭５名が防災士の資格を取得しました。そして、その５名は校長会において学校として平常時あるいは災害時に意識すべきこと、避難所開設における注意事項等について報告し、学校における防災対策の向上に努めました。来年度も５名を選出して資格取得を予定しております。

また、学校施設が避難所として開設された場合の対応ですけれども、市の避難所運営マニュアルには避難所開設時の運営組織として学校職員による組織編成ですとか、初動体制の確立に向けた役割分担が明記されておりますので、各校において非常時の教職員の連絡系統も確立をしております。

以上です。

**○議長（兼山悌孝君）**　消防長　桑原正明君。

**○消防長（桑原正明君）**　では、私のほうからは企業の状況についてお答えをいたします。

消防法では学校、病院、工場、事業所、その他多数の人を収容する防火対象物には防火管理者を定め、消防計画により消火、通報及び避難の訓練が義務づけられています。立ち入り検査で訓練実施の指導を行い、訓練時には消防署が立ち会い実施しています。

また、訓練内容は主に火災を想定した訓練で、災害を想定した訓練は多くありませんが、地震時の転倒防止対策や地震を想定した訓練を取り入れているところもあります。

ＬＰガス保安協会では、地震、停電を想定したガス供給訓練、福祉施設では自治会も参加し、近隣住民に協力を求めて避難誘導訓練、それからガソリンスタンドでは災害時の停電に備え、非常用発電機を設置し取り扱い訓練を実施しているところもあります。また、ガソリンスタンドに限らず、被災した場合に危険物の仮の貯蔵や取り扱いができるよう、事前計画を提出しておく運用も始めています。

今後は、学校や企業などが行う避難訓練について、火災に限らず地震などの災害を想定した防災訓練を実施していくよう推進していきたいと考えています。

（14番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　武藤忠樹君。

**○１４番（武藤忠樹君）**　御丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。

ただ１点だけお願いがしたいんですが、住民の方はまだ「一時避難所」という言葉を誤解してみえる面があります。この前も議員と語る会で、何で危険なところへ行かないかんのやという質問も大分出てきましたので、この一時避難所のあり方ということについて、やっぱり住民周知をもう少し徹底していただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

それでは、次に、これは若い女性が住みやすい郡上市、先日、増田寛也さんの「2040年に向けた自治体の課題と展望」というテーマで講演がありました。その中で2018年の東京圏への転入超過数は市町村別の男女別内訳データによりますと、全国的に男性よりも女性のほうが転入超過数が多いという結果でありまして、岐阜市のほうはそれほどでもなかったんですが、この2018年に実施した調査の質問で、東京都で暮らし始めた理由・目的の東京圏以外出身の18歳から34歳の回答では、男女問わずとも「進学、新しい生活、いろいろなチャンス、都会へのあこがれ」という回答が最も多く、男女別で見ると女性では「地元や親元を離れたかった、地元に進学したい大学や専門学校がなかった」の割合が男性よりも高いのが非常に特徴的でありました。

この結果から若い女性は進学だけでなく地元に息苦しさを感じて移動しているという可能性が考えられるという増田寛也氏の指摘でありましたけれども、この指摘について市のほうはどのような受けとめ方をされるのか、御答弁いただきたいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　市長公室長　日置美晴君。

**○市長公室長（日置美晴君）**　済みません、お答えを申し上げます。

ただいま御紹介のございました東京都在住者の今後の暮らしに関する意識調査というものにつきましては、東京一極集中の要因分析に用いるため、内閣官房が取りまとめられたものであると理解しております。

東京圏以外の出身者のうち、18歳から34歳を対象に行われた調査結果から若い女性は進学だけでなく地元に息苦しさを感じて移動している可能性があると考えられるというふうに分析をされております。これは地元や親元を離れたかったとする回答の割合が男性より女性のほうが多かったことに着目をしたものでございますけれども、この回答には女性の自立したいという思いと、古来、家を継ぐのは男性だからという風習から女性は自立しなければという思いがあるのではないかというふうに思います。

また、講演の中で御指摘のあったわずらわしさや息苦しさにより地元や親元にいたくないという

思いも少なからずあろうかとは思います。

市が、本年の成人式の折に新成人を対象に行いましたアンケート調査の結果によりますと、「将来どこで生活したいと考えていますか」という問いに対し、「市内」と答えた方は男女とも25.6%でした。「県内」が男性27.4%、女性は37.5%ですし、また「県外」と答えた方は男性47%、女性が36.9%と男性の県外志向が強いという市の成人アンケートではこういう結果になりました。

また、県外に生活場所を求める理由としましては、男女を問わず就職に関する意見がやはり多く、その他にはいろんな世界を見たい、それから、夢のためといったあこがれやチャレンジ意欲も見られましたが、一方では田舎だから、郡上には何もない、好きじゃないといった意見もありまして、こうした感じ方も息苦しさに関係するのではないかなというふうに思っております。

若い世代が将来に夢を持ち、就職や進学で郡上を一旦離れても、さまざまなチャレンジをしてみることや経験を積むことは大切なことであると考えますが、やはり若いうちに郡上市に戻って活躍していただくことが理想ではございます。

昨年度実施しましたまちづくりアンケートにおきましては、「自分の住んでいる地域に誇りを感じますか」との問いに対し、20歳から29歳の年齢層は男女とも62%が「はい」という回答をしてくれました。これはこれまでに行われてきたふるさと学習を初めとするさまざまなアプローチの成果であるということが捉えることができるんではないかと思いますが、他の年齢層よりも20歳代が高かったという結果になっています。今後もこうした思いを持ち続けて郡上で頑張ってもらえる、あるいは郡上市に帰って来てもらえるよう教育を初め、就労、子育てなど幅広い施策に関係機関が連携して取り組んでいかなければならないと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

（14番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　武藤忠樹君。

**○１４番（武藤忠樹君）**　御答弁ありがとうございました。

もう一冊、この「女性の活躍に翻弄される人々」、こんな本もあるんですが、この本の中に時代とともに女性の生き方が多様化してきたにもかかわらず、社会がこうあるべきという規範を女性たちに迫る風潮は今も変わっていない。異なるのは、規範がかつては、女性は家庭を守るべきなどと旧態依然とした固定的なものだったのに対して、特にここ10数年間でそのときどきの揺れ動くトレンドと化してしまっている。ライフスタイルの違いを超え、取材した女性たちがほとんど怒りをあらわにしたと、このある過去のトレンドの振れ幅の大きさに戸惑い、翻弄され、今の流れに乗り切れず苦悩する女性たちが多い。ともすると、女性たちは他者や社会から旬のライフスタイルを具現化できていない、規範から逸脱した女性として負の烙印を押されることになってしまう。このように女性の生き方の多様性を受け入れず、一方的にこうあるべきと押しつけるのは社会的な排除の仕組みをつくり出しているのに等しいのではないか、こんな文がありましたが、こういった面も郡上

市の中ではある意味あるのではないかと思っていますので、今後もそういったことも考えて取り組んでいただきたいと思いますが、以前、市長に紹介しました、この平田オリザさんの「下り坂をそろそろと下る」、市長も読まれたということです。この本の中にあります「子育て中のお母さんが昼間に子どもを保育園に預けて芝居や映画を見に行っても後ろ指を指されない社会をつくること」。もう１点でありますが、「女性だけが結婚や出産によってそれまで享受していた何かを犠牲にしなければならない。そんな不条理な社会を変えていく必要がある。その何かは決して経済や労働のことだけではない。精神的な側面、文化的な側面に目を向けずになければならない」というようなことを平田オリザさんは書いてみえますが、この文章について市長はどのように捉えてみえるのかお伺いしたいと思います。

**○議長（兼山悌孝君）**　市長　日置敏明君。

**○市長（日置敏明君）**　お答えをいたしたいと思います。

なかなか難しい御質問でどう答えようかなと思い、けさ、この文章を家内に読んで女性の立場でどう思うと言って聞いてみたんですが、うーんと言っていました。程度にもよるわねと。毎日毎日、芝居や映画に行くというのはというようなことはあれで、私もそれはそう思ったんですが、平田オリザさんという方は劇作家であり芸術監督であり、非常にリベラルな考え方を持っておられる方で、今御紹介になられた本の中に一貫していることは恐らく最初のころにも書いておられますけれども、経済至上主義ではまずいけない、そしてもう経済成長ということをどんどんしていくという時代は終わったんではないかと。そのことを日本人はしっかり認識をすべきじゃないかと、その辺が下り坂という表現になっているのかもしれないと思います。

そのことと、それからもう一つは経済至上主義ではなくて、もう一つ彼自身が自信を持って価値観を認めているものは文化、芸術というものではないかというふうに思っております。今、いろんな意味で経済格差もあるけれども日本にとって非常に大切なことは地域間の文化格差というものがある。あるいは、そういう文化に象徴されますが、先ほど冒頭お話しがありましたように、多くの女性が東京にあこがれていくというような形の転入、要するに地方からの流出が起こっておるということですけれども、それは東京へ行けば男女間の偶然の出会いがあるとか、わくわくするような生活が待っていると、それが地方にはないんじゃないかと。だから、例えば帰って来たら幾ら補助金を出しますとかいろんなことを言ってもそれが一向に魅力として響かないというようなことです。

それから、今読み上げられましたフレーズの中にある基本的な考え方は子育て中の女性はかくあらねばならないというようなことではなくて、子育て中の女性であっても時には演劇を見、映画を見たいというそういうことは誰しもが女性ならずともそう思うことなのでそうした点はやっぱり認めるべきであるという寛容の精神という点と、それからそういう文化を通じてのそういう寛容とかいうようなことから、あの人たちと私たちとは違うんだというような排除の論理ではなくて包接と

いうか、包み込んで一緒に生きるというようなことが必要なのではないかということを根本に考えておられるんじゃないかと思います。したがって、そういう多様な生き方や相手の価値観、そういったものを認めるという中で、結果的にはいろんな現在抱えている問題に対する社会的なコストというものを中長期的には小さくするんではないかと、基本的にはそんな考えの中で今読み上げられたような考え方を持っておられるというふうに理解をしました。したがいまして、これは確かに我々行政が例えば地方創生というようなことで、今、血眼になっているわけですけれども、そういう時に考えなければならない視点だなというふうには思っております。

その本の冒頭に出てまいります「人口の少子化がスキー人口の減少を招いたというのは普通の言い方だけれども、そうじゃなくてスキー人口の減少が少子化を招いたんだ」というそういう考え方、見方も必要なんじゃないかということを言っておられます。それはスキーへ行くという形での男女の偶然の出会いやおつき合いというようなものがだんだんいろんな他の娯楽であったり、あるいは若者の非正規労働というような形での所得の減少であったりというようなことでなかなか少なくなってきていることがそういう出会いを通じての子どもさんの次世代を産み育てるというところへなかなか結びつかないんじゃないかということで、さすが芸術監督の達見であるかなというふうに思いました。

そのようなことでいろいろ申し上げましたが、その御指摘は地域づくりをしていく上においては忘れてはならない、しっかりそうした点はわきまえながらやっていかなければならない指摘だというふうに感じました。

（14番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　武藤忠樹君。

**○１４番（武藤忠樹君）**　しっかり本を読んでいただいておるなというふうに実感をいたしました。

ただ市長さんに１つだけお尋ねしたいんですが、先日、市長と語る会、八幡の会場で行われたときに女性の方が２名でした。一人は起業家の方でしたし、もう一人の方はどうも食育で頑張ってみえる。市長が言われたように結婚して何年目ですか、郡上へ来て何年目ですかと質問をされて、その方が35年か36年と言われたんです。そのときに市長が答えられた言葉がまだいまだに残っているんですが、お姑さんに仕える最後の時代の方ですねという言われ方をしたんです。これからはお嫁さんに仕えるとかという、そんな発言を市長がされて、あれ、結構古い考えの市長だなと思ったことがあるんですが、覚えてみえますでしょうか。その真意をちょっと聞きたかったんですが。

**○議長（兼山悌孝君）**　市長　日置敏明君。

**○市長（日置敏明君）**　それはあの方がその世代であるかどうかちょっとあれですが、そろそろ息子さんがもしおられれば息子さんのお嫁さんがおられるというような世代に当たるかなと思って申し上げたので特別他意はないですが、よくこのことはいわれることでして、ある一定の年齢層の方は

それこそ今の古い世界観といいますか、嫁さんはこうしなきゃいけないというような中で必死に耐えながらといいますか、それに従いながらお姑さんのお世話もしながらとか、そういう中で暮らして来られたと。したがって、いよいよ今度は自分の番だというときには既にもう意識が変わっていて、恐らくそんなことはむしろ逆に今度は若い人の言うことはという形で聞いて、しっかり家庭生活を平和に保っていかなきゃいけないというような形になると、ある世代の人たちがそのことはよく言い古されたことなんですが、私たちはそういう意味で古い家庭観とか男女観とかいうようなことによって、それに従ってきた世代であり、しかしもう今度は自分が立場が変わってお姑さんというような立場にもしなったときはもう既に若い世代はそんなことは思っていないので、今度は逆に若い世代のお嫁さんやそうした人たちの理解をしながら少しこらえるところはこらえないかんなという形で生きていかなきゃいかんなという世代というものはあるという、これはそういう現に世代の人たちが言っておられることで、そのような世代に当たりますかねということを申し上げただけでございます。

（14番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　武藤忠樹君。

**○１４番（武藤忠樹君）**　済みません、重箱の隅をつつくような質問をしましたけれども、ちょっと市長の言葉としては耳を疑った面もありましたので、もう少しと思いました。

この本に書いてあるおもしろいことが１つある。今度、ともいきフェアがありますが、女性の敵は女性だと書いてあるんです。旧来の男性中心主義を打破し、女性が社会に進出して仕事で目覚ましく活動することは重要である。しかしながら、仕事だけが、さらに管理職という指導的なポジションにつくことだけが女性の活躍ではない。勤務時間や勤務地などに一定の制限を加えても子育てや介護などケア役割に心の張り合いを感じている女性を初め、非正規労働という低待遇に甘んじながらも人の役に立つ仕事に働く意義を考えたり、専業主婦として家庭にみずからが輝ける場所を見つけたり、女性の活躍の中心の中身は十人十色である、こう書いてあります。ですから、いろんな女性が見える中でやっぱり女性が活躍できる社会を郡上市がなればいいなと思っていますので、そんな政策を立てていただきたいと思いますし、次に、特に郡上市は観光立市を目指すと言ってみえますので、この観光立市を推進していく上にはやっぱり女性の活躍がサービス事業としては重要な一つの課題だと思っております。市の施策としてどのようなことを考えてみえるのか、質問させていただきます。

**○議長（兼山悌孝君）**　市長公室長　日置美晴君。

**○市長公室長（日置美晴君）**　観光立市郡上を推進するため、今年度も郡上市観光連盟が中核となる日本版ＤＭＯの登録に向けた支援など積極的に取り組んでいるところでございます。

また、観光関連産業だけではなく、さまざまな分野の資源を磨き、豊かで持続可能な地域社会を

つくるための施策も幅広く進めております。その推進の根幹を成すというものは、やはり人であり、世代や性別を超えた多様な人材が活躍する社会をつくることが一番大切であると考えます。

しかし、本市における女性の労働力率を見ますと、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いたあたりから再び上昇するという、いわゆるM字カーブが顕著にあらわれています。離職される女性には自分の意思で離職するという女性ばかりではなく、育児や介護を支援する労働環境が十分ではないことや、育児や介護は女性が担うものだという固定的な性別による役割分担意識によって離職をせざるを得ないというケースもあると思っております。

そのような状況を改善し、働くことだけではなくて女性が自分らしい生き方をみずから選択し、あらゆる場面で能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すには子育て支援の充実であるとか、ワークライフバランスの推進といった社会環境の整備とともにキャリアアップにつながる学習の機会の確保やいろんな意味での不安や悩みなどの相談に対応できる体制の充実なども必要であると思っております。

労働のことですけれども、厚労省では仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を認定するくるみん認定制度というものがございます。また、岐阜県では仕事と家庭の両立支援について、優良な取り組みや他社の模範となる独自の取り組みをしている企業を岐阜県ワークライフバランス推進エクセレント企業として認定する制度もございます。いずれも、ワークライフバランスの推進とともに企業のブランドイメージの向上や社員の満足度の向上、引いては人材の確保や流出防止につながるといったメリットもあります。市内企業に対し、こういった制度の認定、取得を呼びかけていくことも一定の効果が期待できるのではないかというふうに考えています。

また、観光立市を目指すための女性の活躍推進は、単に労働力の確保といった面ばかりではありません。女性ならではのいろんな視点を、例えば商品開発などに反映させる、これまでにない新しいものがつくり上げられるという、そういう可能性もいろんな分野で出てくるのではないかというふうに思っております。

本市では、現在、第３次の男女共同参画プランの策定に取り組んでおります。この中には女性活躍法で努力義務とされている市町村推進計画もあわせて盛り込んでいくということにしております。市民の皆さんや事業所への意識調査の結果や昨年立ち上げました男女共同参画サポーターによるワークショップでの御意見などを踏まえまして、より効果的な施策を組み込んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（14番議員挙手）

**○議長（兼山悌孝君）**　武藤忠樹君。

**○１４番（武藤忠樹君）**　答弁いただくたびに思うんですが、数値目標は要らないと思うんです、こういうことは。精神的な目標というものですから、どうも数値目標、数値目標というものがひとり

歩きしてしまって、この事業は成功だった、失敗だったという話になるんですけれども、私は先ほどの平田オリザじゃありませんけれども、数値目標よりももっと大事なのはそれぞれの満足度、一人一人の満足度といったものだと思うんです。その辺のところは行政だから仕方ないといえば仕方ないんですが。岐阜県というのはいろんなことをやってみえるんだな、「男女共同参画・女性の活躍支援センター」、「ぎふジョ！」、「岐阜で結ぶ赤い糸」、「コンサポ・ぎふ」、こうったことを岐阜県としていっぱいやってみえるんですから、こういったものをやっぱり郡上市もしっかりとらえていただきたい。女性の相談するところがあるんだということです。

いつも婚活の話がでますが、何か女性が好みそうな婚活が少ないという意識があるんです。例えば、スキー、ゴルフ、郡上おどりはもちろんですけども、山歩きとか映画、いろんな若い女性が好みそうな婚活企画というのが何か少ないような気がするんですが、それは私だけかもしれませんけれども、もう少しやっぱり先ほど若い女性とは何歳までを若い女性と言うんやと言われましたけど、私は若いはとってもいいから、やっぱりもう少し女性がしっかり生き生きとできる郡上市になっていただければと思いますので、こういった岐阜県がやっていることも利用しながら郡上市でいきいきと活躍できる女性が１人でもふえることを祈念しまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

**○議長（兼山悌孝君）**　以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

---

**◎散会の宣告**

**○議長（兼山悌孝君）**　これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。長時間にわたり御苦労さまでした。

（午後　３時１０分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長　　兼　山　悌　孝

郡上市議会議員　　田　中　康　久

郡上市議会議員　　森　　喜　人